

3 健康推進

健康推進課

みなとプレママ応援事業		所管課	— 健康推進課																			
目 的																						
全ての妊婦に対して、行政の専門職が関わることにより、出産・子育てに関する不安を軽減するとともに、各家庭のニーズに応じた支援を行い、妊婦の心身の健康の保持及び増進を図ることを目的とします。																						
事 業 内 容																						
(1) 妊婦面談 妊婦の心身の状況や家庭の状況を把握するために面談等を行います。																						
(2) 育児パッケージの交付 タクシーや子育て用品等の購入に使用できる商品券を交付します。																						
根拠法令等																						
子ども・子育て支援法 港区みなとプレママ応援事業実施要綱																						
開 始 時 期																						
令和2年6月																						
実 績 表																						
(1) 妊婦面談数及び育児パッケージ交付数																						
<table><tr><td>年度</td><td>面談延べ数</td><td>交付数</td></tr><tr><td>2</td><td>2,903</td><td>2,903</td></tr><tr><td>3</td><td>1,187</td><td>1,182</td></tr><tr><td>4</td><td>1,726</td><td>1,726</td></tr><tr><td>5</td><td>2,355</td><td>2,355</td></tr><tr><td>6</td><td>2,370</td><td>2,369</td></tr></table>					年度	面談延べ数	交付数	2	2,903	2,903	3	1,187	1,182	4	1,726	1,726	5	2,355	2,355	6	2,370	2,369
年度	面談延べ数	交付数																				
2	2,903	2,903																				
3	1,187	1,182																				
4	1,726	1,726																				
5	2,355	2,355																				
6	2,370	2,369																				
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度にかぎり電話による面談を2,830件実施しています。																						
※面談またはオンライン面談を実施した対象者に育児パッケージを交付しています。																						
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 2／3	都負担割合 1／6	区負担割合 1／6	補助金名等 子ども・子育て支援交付金 (※1)																		
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合	都負担割合 (2)10／10	区負担割合 (1)1／6	補助金名等 とうきょうママパパ応援事業 (※2)																		
※1 対象事業 (1) 妊婦面接（利用者支援事業こども家庭センター型）、都負担割合のうち1／6はとうきょうママパパ応援事業による上乗せ																						
※2 対象事業 (2) 育児パッケージ交付																						

母 子 健 康 教 育	所管課	
	—	
	健康推進課	

目 的

妊娠、出産および育児等についての知識を普及啓発します。
妊産婦と配偶者を対象とした母性科、乳幼児をもつ保護者等を対象とした育児科の2つの講座を設置しています。

根拠法令等

母子保健法第9条、第10条
港区母子健康教育事業実施要綱

事 業 内 容

(1) 母性科

妊娠中の身体管理、親となる心構えと育児の実際を伝えることにより、安全な分娩、妊娠中の不安の解消や産後の円滑な育児開始を図ります。

ア 母親学級

赤ちゃんのお風呂（You Tube 視聴）・環境衛生・食品衛生・歯の衛生・妊娠中の栄養・妊婦体操・お産の経過と補助動作・グループワーク等を実施しています。

イ 両親学級

赤ちゃんのお風呂（実技）・衣類の着脱と抱っこの仕方・グループ交流等を通じて、父親の育児参加を促します。

開 始 時 期

昭和50年 東京都から移管
昭和54年 両親学級開始

実 績 表

年度	母親学級		両親学級	
	開催日数	参加延人数	開催日数	参加組数/参加延人数
2	※118（3回/月）	483人	※124（4回/月）	262組/517人
3	36（3回/月）	791人	48（4回/月）	562組/1,112人
4	36（3回/月）	886人	48（4回/月）	682組/1,346人
5	36（3回/月）	884人	48（4回/月）	768組/1,515人
6	※248（3回/月）	1,441人	48（4回/月）	770組/1,538人

※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和元年度3月、令和2年度4月から9月までは中止しました。
※2 3週目は地区ごとに2グループに分けて実施。

(2) 育児科

家庭での育児力の向上を目的としています。知識の普及を目的としたものと、グループワークを主体としたものがあります。

ア 4か月児育児相談（子育て小講話）

4か月児の保護者を対象に、離乳食、子どもの事故防止、親子の関わり方等の集団指導を、4か月児育児相談（184頁）と同時に実施しています。

開始時期

平成18年4月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
2	0	0組／0人
3	※12（2回/月）	236組／472人
4	24（2回/月）	543組／1,086人
5	24（2回/月）	537組／1,074人
6	24（2回/月）	692組／1,384人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和3年度4か月児育児相談（子育て小講話）は4月から9月は中止し、10月から実施しました。

イ グループお母さんの時間

育児不安の軽減や虐待予防のために、母親が子どものいる生活を客観的に振り返る事ができるよう、安心して集える場所を提供し、自分の問題についてグループの中で語り合う会を実施しています。

開始時期

平成15年10月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
2	12	45組／84人
3	12	32組／48人
4	12	42組／82人
5	12	30組／60人
6	12	49組／91人

ウ なかよし会

ダウン症児をもつ親同士が交流し、情報交換を行う場として実施しています。

開始時期

昭和53年

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
2	※3	31組／42人
3	6	34組／50人
4	6	55組／72人
5	6	35組／61人
6	6	44組／62人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度4月、6月、7月は中止しました。

エ ふたごの会

双子（多胎）をもつ親同士（妊婦も含む）が交流し、子育てについての情報交換を行う場として、実施しています。また参加者の希望で講師依頼をし、小講話も実施しています。

開始時期

平成11年3月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
2	※3	24組／53人
3	6	48組／103人
4	6	62組／119人
5	6	60組／112人
6	6	41組／79人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度5月、7月、9月は中止しました。

オ ぷちとまとの会

おおむね2,000g以下で生まれた子どもをもつ親同士が交流し、子育てについての情報交換を行う場として、実施しています。

開始時期

平成24年4月

実績表

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
2	※0	0組／0人
3	3	12組／27人
4	3	17組／32人
5	4	29組／58人
6	3	7組／14人

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止しました。

カ 子ども健康読本の発行

学童期からの健康全般に関する知識の普及を図るため、子どもの生活習慣病や感染症等についての正しい知識、喫煙、飲酒、麻薬、覚醒剤などの影響等を盛り込んだ「子ども健康読本」を作成し、区立小学校を通じ、小学6年生に配布していました。

令和3年度版から冊子配布を中止し、区ホームページで閲覧としました。

開始時期

平成12年3月

対 象

小学6年生

年 度	2	3	4	5	6
子ども健康読本 発行部数	1,700 冊	-	-	-	-

補助金等 有 ・ (無)				備 考	
-----------------	--	--	--	-----	--

養 育 医 療		所管課	各総合支所区民課																			
			健康推進課																			
目 的																						
未熟児は一般の新生児に比べて機能が未熟であり、疾病にも罹りやすく、生後速やかに適切な処置を講ずる必要があります。そのため、養育に必要な医療の費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。																						
事 業 内 容																						
医療を必要とする未熟児に対して医療費助成を行います。																						
根拠法令等																						
母子保健法第20条																						
港区未熟児養育事業実施要綱																						
開 始 時 期																						
昭和50年 東京都から移管																						
実 績 表																						
養育医療申請状況 (単位：件)																						
<table><tr><th>年度 \ 区分</th><th>申 請</th><th>認 定</th></tr><tr><td>2</td><td>54</td><td>53</td></tr><tr><td>3</td><td>46</td><td>46</td></tr><tr><td>4</td><td>42</td><td>41</td></tr><tr><td>5</td><td>58</td><td>55</td></tr><tr><td>6</td><td>57</td><td>57</td></tr></table>					年度 \ 区分	申 請	認 定	2	54	53	3	46	46	4	42	41	5	58	55	6	57	57
年度 \ 区分	申 請	認 定																				
2	54	53																				
3	46	46																				
4	42	41																				
5	58	55																				
6	57	57																				
</																						

育 成 医 療 ・ 療 育 給 付		所管課	各総合支所区民課	
			健康推進課	
目 的				
障害のある児童及び結核に罹っている児童に対して、専門的かつ適切な医療を実施し、療育に必要な給付を行うとともに、医療、療育に関する負担の軽減を図り、区民が安心して子どもを育てることができる環境の整備を図ります。				
(1) 育成医療				
事業 内 容				
身体に障害のある児童に対して、日常生活に必要な能力を得るために必要な医療の給付を行います。				
根拠法令等				
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条第2項第2号 港区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 港区自立支援医療（育成医療）及び療育給付事業実施要綱				
開 始 時 期				
昭和50年 東京都から移管				
(2) 療育給付				
事業 内 容				
結核に罹っている児童に対して、入院を促し、専門的な医療の給付及び、この間に必要な日用品、学用品の給付を行います。				
根拠法令等				
児童福祉法第20条 港区自立支援医療（育成医療）及び療育給付事業実施要綱				
開 始 時 期				
昭和50年 東京都から移管				
実 績 表				
育成医療・療育給付申請状況 (単位：件)				
区分 年度	育成医療(申請)	育成医療(認定)	療育給付(申請)	療育給付(認定)
2	8	7	-	-
3	5	3	-	-
4	2	1	-	-
5	2	1	-	-
6	3	3	-	-
補助金等 国負担割合 都負担割合 区負担割合 補助金名等 障害者医療費国庫負担金				
(有) ・ 無	1 / 2	1 / 4	1 / 4	東京都自立支援医療（育成医療事業負担金）

小 児 慢 性 疾 患 医 療 費 助 成										所管課	各総合支所区民課						
											健康推進課						
目 的																	
慢性疾患に罹っていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付、その他の事業を行います。																	
事 業 内 容																	
心疾患・膠原病など小児慢性疾患のための保険医療費の申請の受付を行い、医療費の一部を公費によって給付します。																	
根拠法令等																	
児童福祉法第 19 条の 2																	
港区小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱																	
港区児童福祉法施行細則																	
開 始 時 期																	
昭和50年 東京都から移管（受付）																	
令和 3 年 東京都から移管（給付）																	
実 績 表																	
小 児 慢 性 疾 患 申 請 状 況 (単位：件)																	
	慢性心疾患	膠原病	慢性腎疾患	内分泌疾患	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	悪性新生物	慢性呼吸器疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	免疫疾患	皮膚疾患	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	骨系統疾患	脈管系疾患	計
2 年 度	7	2	2	9	2	—	2	8	2	3	1	—	—	1	2	—	41
3 年 度	17	6	4	12	8	3	3	17	3	8	3	1	—	4	6	—	95
4 年 度	14	9	2	17	7	3	3	15	2	7	2	1	—	1	5	1	89
5 年 度	16	8	2	16	11	2	4	14	5	7	4	1	1	2	4	1	98
6 年 度	13	7	1	11	10	2	2	16	3	11	4	1	3	—	3	1	88
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 1／2		都負担割合 —		区負担割合 1／2		補助金名等		小児慢性特定疾病医療費国庫負担金							

特 定 不 妊 治 療 費 助 成			所管課	— 健康推進課	
※本事業は、港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成に移行しました。					
目 的 子どもを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む夫婦に対して、特定不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策及び次世代育成の推進に寄与します。					
事 業 内 容 (1) 特定不妊治療（体外受精・顕微授精）及び特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等（精子を精巣等から採取するための手術）に要する、医療保険が適用されない費用の一部を港区が助成します。 (2) 女性の特定不妊治療費助成 1年度(当年4月1日から翌年3月31日まで)あたり30万円を限度に助成します。 (3) 男性の特定不妊治療費助成 特定不妊治療に至る過程の一環として行われる精巣内精子生検採取法等（精子を精巣等から採取するための手術）について、1年度（当年4月1日から翌年3月31日まで）あたり15万円を限度に助成します。 (4) 通算5年度まで申請できます。					
根拠法令等 港区特定不妊治療費助成金支給要綱					
開 始 時 期 平成19年4月（男性の不妊治療費助成に関しては平成28年4月）					
実 績 表 (単位：件)					
年度 \ 区分		女性不妊治療費 のみの助成件数	女性・男性不妊治療 費同時の助成件数	男性不妊治療費 のみの助成件数	合計
2		834	1	1	836
3		722	1	0	723
4		793	0	1	794
5		89	0	0	89
※令和4年度及び令和5年度は、特定不妊治療の保険適用に伴う、経過措置の対象者含む。					
補助金等 有 ・ ⑨				備 考	

港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療） 助成及び港区不妊・不育相談ダイヤル		所管課	— 健康推進課	
目 的				
不妊に悩む夫婦（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある夫婦を含む。）に対し、不妊治療費の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、もって少子化対策及び次世代育成の推進に寄与します。				
事業内容				
(1) 港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成				
【対象となる治療】				
・ 体外受精及び顕微授精を保険診療として受診した際に、全額自己負担で実施した「先進医療として告示された治療及び技術」				
・ 先進医療会議で審議中の治療等を受けたことにより、治療全体が全額自己負担となる治療（男性不妊治療を含む）				
【助成額】				
1 回あたり30万円を限度に助成します。				
【助成回数】				
治療開始日における妻の年齢が40歳未満の場合は6 回、40歳～42歳の場合は3 回まで申請できます。				
(2) 港区不妊・不育相談ダイヤル				
不妊症や不育症についての悩みに、自ら経験をしたピア・カウンセラーが電話またはオンラインで相談に応じます。				
根拠法令等				
港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成金支給要綱				
開始時期				
令和4 年5 月 港区不妊・不育相談ダイヤル				
令和5 年1 月 港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成				
実 績 表				
港区特定不妊治療費（先進医療及び自由診療）助成（単位：件）				
区分 年度		先進医療助成件数	自由診療助成件数	合計
4		0	25	25
5		135	189	324
6		163	224	387
港区不妊・不育相談ダイヤル（単位：件）				
区分 年度		電話相談件数	オンライン相談件数	合計
4		5	8	13
5		7	11	18
6		9	7	16
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 10／10	区負担割合 —	補助金名等 東京ユースヘルスケア推進事業（区市町村補助事業）補助金※
※ 対象事業（2）港区不妊・不育相談ダイヤル				

3～4 か 月 児 健 康 診 査				所管課	— 健康推進課										
目 的															
3～4 か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、3～4 か月児の健康の保持及び増進を図ります。															
事 業 内 容															
育児・生活指導を含めた健康診査を医療機関に委託して実施しています。															
健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。															
根拠法令等			開 始 時 期												
母子保健法第13条			昭和50年 東京都から移管												
港区3～4 か月児健康診査実施要綱															
港区精密健康診査実施要綱															
実 績 表															
3～4 か月児健康診査実施状況															
区分 年度		実施方法	通知発送数	受診者数	受診率(%)	有所見者数 (実人数)									
2		医療機関委託	2,791	2,482	88.9(93.4)	274									
3		医療機関委託	2,543	2,337	91.9(95.5)	271									
4		医療機関委託	2,446	2,261	92.7(97.0)	217									
5		医療機関委託	2,506	2,257	90.1(94.8)	199									
6		医療機関委託	2,412	2,310	95.8(96.8)	240									
※ () の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。															
3～4 か月児健康診査所見者内訳 (6年度)(単位：人)															
受診者数		有所見者 (実数)	有所見者 延数	所 見 内 訳											
				発 育	皮 膚	頭 頸 部	顔 面 ・ 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 ・ 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部	四 肢	発 達 神 経	そ の 他
2,310		240	285	28	119	13	2	7	7	15	11	0	21	51	11
総 数	精 密 健 診		34	0	2	3	0	1	2	4	1	0	17	1	3
	受診(治療)勧奨		57	0	53	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0
	他 機 関 管 理 中		48	2	21	0	1	1	3	8	3	0	2	4	3
	経 過 観 察		132	25	33	9	1	4	1	2	6	0	2	44	5
	一 時 的 指 導		14	1	10	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0
補助金等 有 ・ ⑨								備 考							

6 か月児健康診査、9 か月児健康診査			所管課	— 健康推進課			
目 的							
6・9 か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、6・9 か月児の健康の保持及び増進を図ります。							
事業内容							
離乳指導、育児・生活指導を含めた健康診査を医療機関に委託して実施しています。							
健康診査の結果、要精密者に対して、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。							
根拠法令等							
母子保健法第13条							
港区乳児健康診査（6 か月児・9 か月児）実施要綱							
港区精密健康診査実施要綱							
開始時期							
昭和50年 東京都から移管							
実 績 表							
6・9 か月児健康診査受診状況							
区分 年度		受 診 票 交付枚数	受 診 状 況				
			受診者数	保健所への連絡事項			
		問題 なし		あ り	疑 い	不 明	
2		5,582	4,858	4,741	42	52	23
3		5,086	4,379	4,248	35	65	31
4		4,880	3,739	3,622	34	69	14
5		5,012	4,266	4,169	30	46	21
6		4,824	4,315	4,177	40	69	29
6か月児		2,412	2,213	2,147	19	34	13
9か月児		2,412	2,102	2,030	21	35	16
※受診票交付枚数は、母子保健事業報告（東京都）に基づき、3～4 か月児健康診査の対象数としています。							
補助金等 有 ・ ⑨					備 考		

1 歳 6 か 月 児 健 康 診 査	所管課	—
		健康推進課

目 的

1 歳 6 か月児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、1 歳 6 か月児の健康の保持及び増進を図ります。

事業内容

内科健診は、1 歳 6 か月児健康診査受診票により委託医療機関で実施しています。

歯科健康診査、歯科保健指導、心理相談、保健指導及び栄養指導については、毎月 2 回、健康診査日を定めて保健所で実施しています。平成25年度からM－C H A T（乳幼児期自閉症チェックリスト修正版）を導入しました。

健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。

根拠法令等

母子保健法第12条

1 歳 6 か月児健康診査実施要綱

港区精密健康診査実施要綱

開 始 時 期

昭和53年

実 績 表

1 歳 6 か月児健康診査受診状況

年度	区分	通知発送数	受診者数		受診率（％）	有所見者数 （実人数）
2		2,708	内科健診	2,463	91.0(97.9)	204
			保健指導	1,026	37.9(40.8)	—
3		2,583	内科健診	2,395	92.7(97.1)	179
			保健指導	1,262	48.9(51.2)	—
4		2,422	内科健診	2,139	88.3(93.0)	153
			保健指導	1,223	50.5(53.2)	—
5		2,388	内科健診	2,218	92.9(99.2)	152
			保健指導	1,285	53.8(57.5)	—
6		2,372	内科健診	2,129	89.8(96.4)	195
			保健指導	1,290	54.4(58.4)	—

※（ ）の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため保健指導は令和 2 年 4 月から 7 月までは中止しました。

1 歳 6 か月児健康診査所見者内訳

(6 年度) (単位 : 人)

受診者数	有所見者 (実数)	(延 数) 有所見者	所見内訳 (延数)								
			受診前問診票の検討				診察所見				
			身 体 発 育	食 事 栄 養	精 神 ・ 運 動 発 達	そ の 他	形 態 異 常	胸 腹 部	皮 膚	そ の 他	今 後 の 問 題 疾 患
2,129	195	260	29	18	68	15	30	15	36	31	18
精 密 検 診		18	1	2	3	2	2	2	0	5	1
受診 (治療) 勧奨		25	1	2	1	2	1	3	12	2	1
他 機 関 管 理 中		32	3	0	4	1	6	3	8	5	2
経 過 観 察		177	23	12	58	10	21	7	13	19	14
一 時 的 指 導		8	1	2	2	0	0	0	3	0	0

1 歳 6 か月児健康診査心理相談結果

(6 年度)

判定相談 実人員	指導指示	相談項目内訳 (延人数)											
		計	1 異 常 を 認 め ず	2 精 神 発 達 の 遅 滞	3 言 語 障 害 及 び 遅 滞	4 神 経 性 習 癖	5 行 動 性 格 上 の 問 題	6 社 会 性 の 問 題	7 生 活 習 慣 の 問 題	8 の 養 育 態 度 の 問 題 性 格 親	9 環 境 上 の 問 題	10 器 質 障 害 の 問 題	11 そ の 他
229	総数	308	2	3	113	9	109	17	8	35	7	1	4
	1 特になし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 助言指示	196	2	1	50	9	86	6	8	24	6	1	3
	3 要 観 察	100	0	1	58	0	21	8	0	10	1	0	1
	4 要 精 密	12	0	1	5	0	2	3	0	1	0	0	0

1 歳 6 か月児歯科健康診査実施状況

区分 年度	実施人員	健 診 結 果										※ 罹 患 者 率 (%)
		むし 歯 の な い 人	むし歯のある人				むし 歯 の 総 数 (本)	※ 処 置 歯 の あ る 人 (再掲)	そ の 他 の 異 常 の 有 る 人			
			※ A 型	※ B 型	※ C 型	計			不 正 咬 合	口 腔 組 織 疾 患	そ の 他 の 常	
2	1,026	1,021	3	2	－	5	17	－	98	72	104	0.5
3	1,260	1,255	4	1	－	5	15	－	151	119	151	0.4
4	1,223	1,215	7	1	－	8	21	2	106	89	125	0.7
5	1,285	1,284	1	－	－	1	2	－	135	102	142	0.1
6	1,292	1,284	6	1	1	8	16	1	163	128	142	0.6

※A型：臼歯部又は上顎前歯部のむし歯

※B型：臼歯部と上顎前歯部のむし歯

※C型：下顎前歯部のむし歯又は下顎前歯部とその他にむし歯

※処置歯のある人：むし歯のある人のうち、歯科医院で治療などの処置をおこなった人数

※罹患率（％）：むし歯のある人を実施人員で除した率

補助金等
有 ・ 無

備 考

3 歳 児 健 康 診 査		所管課	— 健康推進課		
目 的					
3 歳児に対する健康診査を行い、その保護者に適切な保健指導を実施することにより、3 歳児の健康の保持及び増進を図ります。					
事業内容					
3 歳児に対し、保健所で毎月 3 回（※）、健康診査日を定めて実施しています。					
視覚、聴覚、運動、発達等の心身障害、その他疾患及び異常を早期に発見し、適切な助言・指導をし、心身障害の進行を未然に防止するとともに、う蝕の予防、発育、栄養、生活習慣、その他育児に関する相談・支援をします。平成25年度から P A R S、平成27年度からは P A R S－T R（親面接式自閉スペクトラム症評定尺度テキスト改訂版）を導入しました。令和 2 年11月からは視力検査にてスクリーニング検査機器を導入しました。					
健康診査の結果、必要に応じて訪問指導や経過観察を実施するとともに、要精密者に対し保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。					
（※令和 4 年11月より、隔月で土曜日に健康診査を実施しています。）					
根拠法令等					
母子保健法第12条					
港区 3 歳児健康診査実施要綱					
港区精密健康診査実施要綱					
開始時期					
昭和50年 東京都から移管					
実 績 表					
3 歳児健康診査実施状況					
年度 \ 区分	実施回数	通知発送数	受診者数（人）	受診率（％）	有所見者数（実人数）
2	36	2,905	2,140	73.7(79.3)	1,350
3	36	2,679	2,209	82.5(86.8)	1,495
4	39	2,659	2,254	84.8(90.6)	1,646
5	42	2,634	2,147	81.5(88.6)	1,842
6	42	2,552	2,167	84.9(93.2)	1,849
※（ ）の数字は、通知発送数から外国人住民を除いて算出した受診率です。					
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和 2 年 5 月から 6 月までは中止しました。再開後は、4 回／月にて実施しました。					

3歳児健康診査所見者内訳

(6年度)

受診者数	有所見者 (実人数)	所 見 内 訳 (延人数)													
		有 所 見 者	発 育	皮 膚	頭 頸 部・ 顔 面・ 口 腔	眼	耳 鼻 咽 喉	胸 部 ・ 腹 部	鼠 径 外 陰 部	背 部 ・ 四 肢	運 動	精 神	言 語	日 常 習 慣	そ の 他
2,167	1,849	3,693	40	12	9	533	468	22	55	7	8	152	161	1,398	828
精 密 健 診		358	15	0	2	218	51	9	29	2	2	1	3	0	26
受 診 (治 療) 勧 奨		97	9	6	1	29	12	4	8	2	0	1	6	2	17
他 機 関 管 理 中		147	7	4	5	41	12	8	10	3	5	16	34	0	2
経 過 観 察		1,366	6	1	0	245	393	1	6	0	1	4	8	3	698
一 時 的 指 導		1,725	3	1	1	0	0	0	2	0	0	130	110	1,393	85

3歳児健康診査心理相談結果

(6年度)

受診者数	心理相談 実 施 者 (実人数)	心理相談 実 施 率 (%)	相 談 項 目 内 訳 (延人数)											
			計	問 題 な し	精 神 発 達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭・ 環 境 の 問 題	疾 患・ 障 害 の 疑 い	そ の 他
2,167	371	17.1	516	15	5	129	13	212	19	31	61	26	3	2
要 精 密			42	0	2	19	1	9	6	3	1	0	1	0
要 継 続			67	0	0	30	0	21	7	2	5	2	0	0
助言のみ			406	14	3	80	12	182	6	26	55	24	2	2
特になし			1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

3歳児歯科健康診査実施状況

年度	区分	実 施 人 員	健 診 結 果									※ 罹 患 者 率 (%)	
			むし 歯 の な い 人	むし歯のある人				むし 歯 の 総 数 (本)	※ 処 置 歯 の あ る 人 (再掲)	そ の 他 の 異 常 の あ る 人			
				※ A 型	※ B 型	※ C 型	計			不正 咬 合	口 腔 軟 組織 疾 患		そ の 他 の 常
2		2,126	2,001	94	23	8	125	355	37	384	80	331	5.9
3		2,192	2,070	98	19	5	122	320	56	416	87	343	5.6
4		2,245	2,158	72	11	4	87	226	25	355	73	349	3.9
5		2,136	2,050	72	12	2	86	222	25	389	87	345	4.0
6		2,143	2,039	74	21	9	104	303	40	376	89	336	4.9

※A型：白歯部又は上顎前歯部のむし歯

※B型：白歯部と上顎前歯部のむし歯

※C型：下顎前歯部のむし歯又は下顎前歯部とその他にむし歯

※処置歯のある人：むし歯のある人のうち、歯科医院で治療などの処置をおこなった人数

※罹患率（％）：むし歯のある人を実施人員で除した率

補助金等
有 ・ 無

備 考

育 児 相 談	所管課	—																											
		健康推進課																											
(1) 4か月児育児相談 目 的 育児不安の軽減や虐待予防のために、4か月児の保護者を対象とした育児相談を行います。相談を通して、乳児の健全な育成を促します。 事業内容 3～4か月児健康診査の結果を把握し、保健師・助産師・管理栄養士・心理相談員が相談に応じます。また、子どもの身体計測及び離乳食、子どもの事故防止等の集団指導も行います。 根拠法令等 母子保健法第9条、10条、13条 港区母子健康相談事業実施要綱 開始時期 平成18年4月 実 績 表 <table><tr><th colspan="3">4か月児育児相談実施状況</th></tr><tr><th>年度</th><th>区分</th><th>実施回数</th><th>実施人数</th></tr><tr><td>2</td><td></td><td>19</td><td>287</td></tr><tr><td>3</td><td></td><td>30 (4月から9月 3回/月) (10月から3月 2回/月)</td><td>405</td></tr><tr><td>4</td><td></td><td>24 (2回/月)</td><td>551</td></tr><tr><td>5</td><td></td><td>24 (2回/月)</td><td>542</td></tr><tr><td>6</td><td></td><td>24 (2回/月)</td><td>700</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月14日、27日、5月から9月までは中止しました。			4か月児育児相談実施状況			年度	区分	実施回数	実施人数	2		19	287	3		30 (4月から9月 3回/月) (10月から3月 2回/月)	405	4		24 (2回/月)	551	5		24 (2回/月)	542	6		24 (2回/月)	700
4か月児育児相談実施状況																													
年度	区分	実施回数	実施人数																										
2		19	287																										
3		30 (4月から9月 3回/月) (10月から3月 2回/月)	405																										
4		24 (2回/月)	551																										
5		24 (2回/月)	542																										
6		24 (2回/月)	700																										
(2) すくすく育児相談 目 的 相談を通して、育児に関する親の不安を軽減し、育児を楽しめるように支援します。 事業内容 就学前までの乳幼児の発達・発育・栄養に関する悩み、歯のケア、しつけや子どもの心理面に関すること、保護者自身のことなどに保健師・助産師・管理栄養士・歯科衛生士・心理相談員が相談に応じます。また、子どもの身体計測も行います。 根拠法令等 母子保健法第9条、10条 港区母子健康相談事業実施要綱 開始時期 平成15年4月																													

実績表

育児相談実施状況

年度 \ 区分	実施回数	実施延人数
2	1	5
3	12	247
4	12	349
5	12	420
6	12	512

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月から令和3年3月までは中止しました。

(3) 母子メンタルヘルス相談

目的

保護者自身が抱える心の問題（育児ノイローゼ、産後うつ病、その他産後の精神疾患）に対する早期介入のために、本人、親族及び関係機関の相談窓口として設置します。

事業内容

母親自身が抱える心の問題に対して、専門の医師が本人、親族及び関係機関からの相談に応じます。

根拠法令等

母子保健法第9条、10条
児童福祉法 第3条の2
港区母子健康相談事業実施要綱

開始時期

平成17年4月

実績表

母子メンタルヘルス相談実施状況

年度 \ 区分	実施回数	相談延件数
2	20（2回/月）	24
3	22（2回/月）	27
4	24（2回/月）	27
5	24（2回/月）	33
6	24（2回/月）	40

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年4月、5月は中止しました。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補助事業補助金（※）
※対象事業 （3）母子メンタルヘルス相談					

母子歯科保健事業		所管課	— 健康推進課																																																									
目 的 むし歯等口腔内の疾患の予防と早期発見及び歯科衛生知識の普及・啓発を図り、家庭での健康管理と育児の支援を行います。 根拠法令等 母子保健法 港区歯科衛生相談事業実施要綱 港区幼児の歯に関する健康診査事業実施要綱 (1) バースデイ歯科健診 事業内容 就学前の乳幼児を対象に、お誕生月健診として歯科健診・歯科保健指導・栄養相談を実施しています。 開始時期 昭和51年 実 績 表 バースデイ歯科健診実施状況 (単位：人) <table><tr><th rowspan="2">区分 年度</th><th rowspan="2">計</th><th colspan="5">歯科健診・歯科保健指導受診者数（年齢別内訳）</th><th rowspan="2">栄養相談</th></tr><tr><th>1 歳以下</th><th>2 歳</th><th>3 歳</th><th>4 歳</th><th>5 歳以上</th></tr><tr><td>2</td><td>184</td><td>148</td><td>32</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>84</td></tr><tr><td>3</td><td>355</td><td>285</td><td>56</td><td>6</td><td>4</td><td>4</td><td>167</td></tr><tr><td>4</td><td>392</td><td>322</td><td>59</td><td>－</td><td>9</td><td>2</td><td>183</td></tr><tr><td>5</td><td>337</td><td>281</td><td>52</td><td>－</td><td>2</td><td>2</td><td>176</td></tr><tr><td>6</td><td>357</td><td>295</td><td>43</td><td>1</td><td>11</td><td>7</td><td>186</td></tr></table>								区分 年度	計	歯科健診・歯科保健指導受診者数（年齢別内訳）					栄養相談	1 歳以下	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳以上	2	184	148	32	1	1	2	84	3	355	285	56	6	4	4	167	4	392	322	59	－	9	2	183	5	337	281	52	－	2	2	176	6	357	295	43	1	11	7	186
区分 年度	計	歯科健診・歯科保健指導受診者数（年齢別内訳）					栄養相談																																																					
		1 歳以下	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳以上																																																						
2	184	148	32	1	1	2	84																																																					
3	355	285	56	6	4	4	167																																																					
4	392	322	59	－	9	2	183																																																					
5	337	281	52	－	2	2	176																																																					
6	357	295	43	1	11	7	186																																																					

(2) 妊産婦の歯科健診

事業内容

妊産婦向けの歯科健診・歯科保健指導・栄養相談を実施しています。

開始時期

昭和51年

実績表

妊産婦の歯科健診実施状況

(単位：人)

区分 年度	計	歯科健診・歯科保健指導受診者数		栄養相談※2
		『お口の健診』実施※1	保健所実施	
2	220	158	62	－
3	329	156	173	123
4	332	126	206	155
5	353	128	225	188
6	322	118	204	139

※1 『お口の健診』は年2回受診が可能なため、令和2～5年度は延人数で計上していましたが、令和6年度からは実人数で計上しています。

※2 令和3年度から、保健所実施分のうち、希望者に栄養相談を開始しました。

(3) すこやかちゃんフッ素塗布事業

事業内容

4歳、5歳、6歳の幼児を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、フッ化物歯面塗布・歯科健診を行います。また、幼児と保護者に対する歯科保健指導を行います。

開始時期

平成17年8月

実績表

区分 年度	対象者(人)	受診者数(人)	うち、フッ素塗布 実施者数(人)	受診率(%)
2	8,597	1,821	1,809	21.2
3	8,390	2,142	2,120	25.5
4	7,953	1,988	1,973	25.0
5	7,788	1,933	1,914	24.8
6	7,437	1,790	1,775	24.1

(4) 歯科育児相談・歯科健康教育

事業内容

すくすく育児相談・乳幼児食事相談会の参加者に対して、歯科育児相談を行っています。

また、はじめての離乳食教室・母親学級の参加者に対して、健康教育を行っています。

開始時期

平成14年8月

(5) 歯並び・かみ合わせ相談

事業内容

3歳から小学6年生までを対象に、子どもの不正咬合に関する状況を確認し、その原因と今後の対応について矯正歯科認定医が相談・助言を行います。生活習慣に起因する場合は、その予防・軽減を図り、子どもの口腔機能の健全育成に寄与します。

開始時期

平成27年7月

実績表

(単位：人)

年度	相談者数	相談区分		
		治療の必要性は低い	経過観察	要治療
2	32	18	9	5
3	41	19	12	10
4	44	27	11	6
5	26	17	3	6
6	63	36	13	14

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補助事業補助金(※)
※対象事業 (1) バースデイ歯科健診、(2) 妊産婦の歯科健診					

経過観察児健康診査	所管課	—																																																																																																																																								
		健康推進課																																																																																																																																								
目 的 保健所及び医療機関での健康診査で要経過観察と判断された乳幼児について、健康診査を実施し、必要に応じて適切な助言・指導を行い、健康の保持及び健全な育成を図ります。 事業内容 保健所及び医療機関での健康診査で要経過観察と判断された乳幼児について、毎月1回、予約制で健康診査を実施しています。健康診査の結果、精密検査を必要とする乳幼児に対しては、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。 根拠法令等 母子保健法第13条 港区経過観察児健康診査実施要綱 港区精密健康診査実施要綱 実 績 表 経過観察児健康診査実施状況 <table border="1"> <tr> <th>年度</th> <th>区分</th> <th>実施回数</th> <th>実施延人数</th> <th>有所見者数 (実人数)</th> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>12 (1回/月)</td> <td>82</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>12 (1回/月)</td> <td>101</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td>12 (1回/月)</td> <td>69</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td></td> <td>12 (1回/月)</td> <td>73</td> <td>12</td> </tr> </table> ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年5月から令和3年3月までは中止しました。 経過観察児健康診査有所見内訳 (6年度) <table border="1"> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="12">所 見 内 訳 (延人数)</th> </tr> <tr> <th>計</th> <th>内 科</th> <th>神 経 科</th> <th>皮 ふ 科</th> <th>眼 科</th> <th>耳 鼻 科</th> <th>外 科</th> <th>整 形 外 科</th> <th>精 神 発 達</th> <th>言 語 異 常</th> <th>日 常 習 慣</th> <th>そ の 他 の 異 常</th> </tr> <tr> <td>総 数</td> <td>19</td> <td>14</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要 精 密 検 査</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要医療機関受診 (受診中)</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要 経 過 観 察</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>要 一 時 的 指 導</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>補助金等 有 ・ 無</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>													年度	区分	実施回数	実施延人数	有所見者数 (実人数)	2		1	0	0	3		12 (1回/月)	82	25	4		12 (1回/月)	101	26	5		12 (1回/月)	69	22	6		12 (1回/月)	73	12	区 分	所 見 内 訳 (延人数)												計	内 科	神 経 科	皮 ふ 科	眼 科	耳 鼻 科	外 科	整 形 外 科	精 神 発 達	言 語 異 常	日 常 習 慣	そ の 他 の 異 常	総 数	19	14	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0	要 精 密 検 査	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	要医療機関受診 (受診中)	6	3	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	要 経 過 観 察	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	要 一 時 的 指 導	6	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	補助金等 有 ・ 無				備 考	
年度	区分	実施回数	実施延人数	有所見者数 (実人数)																																																																																																																																						
2		1	0	0																																																																																																																																						
3		12 (1回/月)	82	25																																																																																																																																						
4		12 (1回/月)	101	26																																																																																																																																						
5		12 (1回/月)	69	22																																																																																																																																						
6		12 (1回/月)	73	12																																																																																																																																						
区 分	所 見 内 訳 (延人数)																																																																																																																																									
	計	内 科	神 経 科	皮 ふ 科	眼 科	耳 鼻 科	外 科	整 形 外 科	精 神 発 達	言 語 異 常	日 常 習 慣	そ の 他 の 異 常																																																																																																																														
総 数	19	14	0	3	0	0	1	0	1	0	0	0																																																																																																																														
要 精 密 検 査	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																														
要医療機関受診 (受診中)	6	3	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0																																																																																																																														
要 経 過 観 察	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																														
要 一 時 的 指 導	6	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0																																																																																																																														
補助金等 有 ・ 無				備 考																																																																																																																																						

母子健康手帳（親子手帳）交付				所管課	各総合支所区民課		
					健康推進課		
目 的							
妊産婦、乳幼児の健康の保持増進等、母子保健の向上を図ります。							
事業内容							
妊娠届を提出した妊婦に対し、母子健康手帳（親子手帳）を交付します。交付は各総合支所で行います。							
根拠法令等							
母子保健法第16条							
開始時期							
昭和50年 東京都から移管							
実 績 表							
妊娠週数別妊娠届出状況（単位：人）							
区分 年度	総人数	満11週 以 内	満12～ 19週	満20～ 27週	満28週 以 上	分娩後	不 詳
2	2,968	2,753	116	17	9	65	8
3	2,740	2,572	99	15	7	36	11
4	2,687	2,476	87	32	6	71	15
5	2,734	2,500	81	19	16	96	22
6	2,738	2,473	104	22	12	91	36

港区出産・子育て応援事業		所管課	— 健康推進課																
目 的 妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援及び妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯に対し、経済的支援を一体として実施することで、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境整備の充実を図ります。 事業内容 (1) 相談支援 ① みなとプレママ応援事業において、港区の全ての妊婦を対象に助産師等が面談を実施します。 ② 妊娠8か月頃にみなと母子手帳アプリを活用したアンケートを実施します。アンケート内で面談を希望する妊婦には面談を実施します。 ③ こんにちは赤ちゃん訪問事業において、生後4か月以内の児を養育する家庭を対象に、助産師等が自宅訪問を実施し、体調、育児等の相談に応じます。 (2) 経済的支援 対象者からの申請に基づき、妊娠期「出産応援ギフト」として5万円相当、子育て期「子育て応援ギフト」として5万円相当を支給します。 根拠法令等 伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱 東京都出産・子育て応援事業実施要綱 港区出産・子育て応援事業伴走型相談支援事務実施要綱 港区出産・子育て応援事業子育て応援給付金支給事務実施要綱 開始時期 令和5年3月 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">支給件数</th></tr><tr><th>出産応援ギフト</th><th>子育て応援ギフト</th></tr><tr><td>5</td><td></td><td>4,888</td><td>4,003</td></tr><tr><td>6</td><td></td><td>2,225</td><td>2,354</td></tr></table>						年度	区分	支給件数		出産応援ギフト	子育て応援ギフト	5		4,888	4,003	6		2,225	2,354
年度	区分	支給件数																	
		出産応援ギフト	子育て応援ギフト																
5		4,888	4,003																
6		2,225	2,354																
補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 2 / 3	都負担割合 1 / 3	区負担割合 —	補助金名等	東京都出産・子育て 応援事業補助金														

妊 婦 健 康 診 査				所管課	— 健康推進課
目 的					
妊婦の経済的負担の軽減を図り、妊婦・胎児の健康確保と安全で安心な出産を迎えられるよう健康診査を実施します。					
事業内容					
母子健康手帳（親子手帳）とともに、妊婦健診費等の一部を助成する受診票（妊婦健康診査14回、超音波検査2回、妊婦子宮頸がん検診1回）を交付します。					
健康診査の結果、精密検査が必要な人に対して、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票」を交付します。					
根拠法令等					
母子保健法第13条					
港区妊婦健康診査実施要綱					
港区精密健康診査実施要綱					
開始時期					
昭和50年 東京都から移管					
実 績 表					
妊婦健康診査実施状況（単位：人）					
区分 年度		受診票 交 付 件 数	受診数	診察所見	
				異常なし	所見あり
2	2,903	1 回目	2,728	2,684	44
		2 回目以降	27,005	26,572	433
3	2,704	1 回目	2,492	2,444	48
		2 回目以降	26,625	26,203	422
4	2,616	1 回目	2,400	2,347	53
		2 回目以降	25,177	24,792	385
5	2,638	1 回目	2,429	2,365	64
		2 回目以降	25,291	24,968	323
6	2,647	1 回目	2,377	2,322	55
		2 回目以降	24,822	24,538	284
補助金等有 ・ ⑨				備 考	

新生児聴覚検査	所管課	—																																							
		健康推進課																																							
目 的 早期に発見され適切な療育が行われた場合、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えられることから、全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施し、聴覚障害の早期発見及び早期療育を図ります。 事業内容 新生児聴覚検査の費用の一部助成をする受診票を交付します。里帰り等により都外医療機関で受診した新生児聴覚検査の費用の一部を助成します。 新生児聴覚検査で精密健康診査を要すると判断された場合は、保険医療の自己負担分を助成する「精密健康診査受診票（新生児聴覚用）」を交付します。 根拠法令等 港区新生児聴覚検査実施要綱 港区精密健康診査実施要綱 開始時期 平成 31 年 4 月 1 日 新生児聴覚検査実施状況 （単位：人） <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分 年度</th> <th rowspan="2">出生数※1</th> <th rowspan="2">受診数※2</th> <th colspan="3">総合判定</th> </tr> <tr> <th>異常なし</th> <th>耳鼻科受診が必要</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2,655</td> <td>1,898</td> <td>1,888</td> <td>8</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,461</td> <td>2,234</td> <td>2,214</td> <td>6</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,332</td> <td>2,008</td> <td>1,994</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2,355</td> <td>2,008</td> <td>1,996</td> <td>4</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,242</td> <td>1,972</td> <td>1,954</td> <td>7</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> ※1 出生数は速報値。 ※1 出生数は各年の 1 月～12 月の合計値。 ※2 令和 3 年度以降の数値は、東京都内で新生児聴覚受診票を利用し、実施した人数及び里帰り等にて実施した人数。			区分 年度	出生数※1	受診数※2	総合判定			異常なし	耳鼻科受診が必要	その他	2	2,655	1,898	1,888	8	2	3	2,461	2,234	2,214	6	14	4	2,332	2,008	1,994	8	6	5	2,355	2,008	1,996	4	8	6	2,242	1,972	1,954	7	11
区分 年度	出生数※1	受診数※2				総合判定																																			
			異常なし	耳鼻科受診が必要	その他																																				
2	2,655	1,898	1,888	8	2																																				
3	2,461	2,234	2,214	6	14																																				
4	2,332	2,008	1,994	8	6																																				
5	2,355	2,008	1,996	4	8																																				
6	2,242	1,972	1,954	7	11																																				
補助金等有 ・ 無				備 考																																					

都外医療機関、助産院（都内・都外を問わない）での 妊婦健康診査又は新生児聴覚検査費用助成及び多胎 妊婦健康診査費用助成（都内・都外を問わない）	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票が使用できない都外医療機関、助産院での受診者に対して、費用の一部を助成することにより、都内医療機関受診者との費用負担の公平化を図ります。多胎妊婦健康診査費用助成については、単胎妊婦の場合よりも頻回の妊婦健康診査が推奨される多胎妊婦に対し経済的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業内容

妊婦健康診査受診票又は新生児聴覚検査受診票の使用は、都内の委託医療機関に限られます。都外の医療機関、助産院（都内・都外を問わない）で妊婦健診を受診した場合又は都外の医療機関で新生児聴覚検査を受診した場合は、費用の全額が自費になるため、申請により費用の一部を償還払いの方法で助成します。多胎妊婦健康診査費用助成については、妊婦健康診査受診票14回分を超えて自費で受診した際（都内・都外を問わない）に要した費用の一部を償還払いの方法で助成します（15回目から19回目までに自費で受診した分が対象になります。）。

根拠法令等

港区妊婦健康診査等費用助成要綱

港区多胎妊婦健康診査費用助成要綱

開始時期

平成 20 年 4 月（新生児聴覚検査費用助成に関しては、平成 31 年 4 月開始）

（多胎妊婦健康診査費用助成に関しては、令和 3 年 4 月開始）

実 績 表

年度	区分	支給件数		
		妊婦健康診査	新生児聴覚検査	多胎妊婦健康診査
2		431	300	－
3		390	298	1
4		320	241	3
5		310	238	2
6		285	203	1

補助金等 有 ・ ①無				備 考	
----------------	--	--	--	-----	--

妊 娠 高 血 圧 症 候 群 等 医 療 費 助 成		所管課	—																				
			健康推進課																				
目 的 妊娠高血圧症候群等は、早期に適切な医療を受けることが必要です。その費用の一部を助成することにより、負担の軽減を図り、区民が安心して出産し、子どもを育てることができる環境の整備に寄与します。 事業内容 妊娠高血圧症候群等にかかっている妊産婦が入院する必要がある場合に、医療費の助成を行います。 根拠法令等 港区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱 開始時期 昭和50年4月 実 績 表 妊娠高血圧症候群等医療費助成申請状況 (単位：件) <table border="1"> <tr> <th>年度 \ 区分</th> <th>申 請</th> <th>認 定</th> </tr> <tr> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> </table>						年度 \ 区分	申 請	認 定	2	0	0	3	3	3	4	4	4	5	1	1	6	3	2
年度 \ 区分	申 請	認 定																					
2	0	0																					
3	3	3																					
4	4	4																					
5	1	1																					
6	3	2																					
補助金等有 ・ ⑧				備 考																			

母子訪問指導	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課

目 的

新生児、乳児及び妊産婦に対して、訪問により、妊娠、出産及び育児に関する様々な相談支援等を実施するとともに、母子の心身状態等を的確に把握した上で適切な支援の提供に結びつけることで、育児不安の軽減や虐待予防を図ります。

(1) 新生児等訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問）・妊産婦訪問指導

事業内容

出生通知書により把握した概ね生後120日以内の新生児、乳児及び妊産婦に対して、委託した助産師又は保健師が、家庭訪問により育児相談・産後の体調の相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

根拠法令等

母子保健法第11条、17条、19条
 児童福祉法第6条の3の4
 子ども・子育て支援法第59条第7項
 妊産婦訪問指導実施要綱
 港区新生児等訪問指導実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管
 （平成22年度から「こんにちは赤ちゃん訪問」を兼ね合わせて実施）

実績表

新生児・妊産婦訪問指導状況（※未熟児を除く）（単位：人）

年度	区分	被指導実人員		被指導延人員	
2		2,982		3,080	
3		3,424		3,592	
4		3,539		3,732	
5		4,235		4,469	
6		4,345		4,577	
	内 訳	委託助産師	保健師	委託助産師	保健師
	※新生児等	2,037	97	2,116	111
	妊 産 婦	2,075	136	2,151	199

* 出生通知書受理状況

年度	出生通知書受理数（件）	出生数に対しての受理率（％）
2	2,136	80.5
3	2,135	86.8
4	1,984	85.0
5	2,360	98.7
6	2,360	105.3

* 訪問実施率

年度	出生通知書受理数に対して（％）	出生数に対して（％）
2	70.1	56.4
3	78.6	68.2
4	89.4	76.0
5	87.2	86.1
6	90.4	95.2

(2) 未熟児訪問指導

事業内容

2,000g 未満等で生まれた乳児に対して、委託した助産師または保健師が家庭訪問により、退院後の育児相談・発達相談・母子保健サービスの紹介等を行います。

根拠法令等

母子保健法第19条

港区未熟児養育事業実施要綱

実績表

訪問指導状況

年度 \ 区分	実 人 員		延 人 員	
2	27		39	
3	19		20	
4	23		29	
5	29		29	
6	23		23	
内 訳	委託助産師	保健師	委託助産師	保健師
	12	11	12	11

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 1 / 3	都負担割合 1 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	子ども子育て支援交付金
	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	子供家庭支援区市町村包括補助事業補助金

産後母子ケア事業	所管課	— 健康推進課
目 的 妊娠・出産・育児期において切れ目のない支援体制を構築することにより、妊産婦が地域の中で安心して、出産・育児ができる環境を整えます。そのことにより、母性を醸成し、妊産婦のストレスを軽減し、育児の主体性を高めることを目的とします。 事業内容 (1) 助産師による母子保健相談 みなと保健所に配置する助産師が、妊産婦の不安等に電話・面接相談等により対応し、個々の状況に応じた支援を行います。必要に応じて支援プランを策定し、関係機関と連携して包括的・継続的な支援を行います。 (2) 産後デイケア（サロン）事業 出産後1～4か月未満の母子に対して、相談や交流・学びの場を提供し、地域での孤立化を防ぎ、安心して子育てできる環境を整えます。 (3) ママの健康相談 産後1年未満の産婦に、助産師が訪問し、母体ケア・ベビーケア等について直接支援を行います。 (4) ネットワーク会議 産科医療機関や産後ケア施設等の関係機関とのネットワークづくりをし、妊娠期から育児期における幅広く切れ目のないサービス提供による母子支援を強化します。 (5) 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業 産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、区が指定する医療機関等の施設に宿泊するサービスを提供することで、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。 (6) 産後母子ケアデイサービス及び乳房ケア事業 産後において家族等の援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、区が指定する施設に、訪問又は外来受診にて、乳房管理や母乳に関する相談等、心身のケア、育児の支援その他母子の健康の維持及び増進に必要な支援を行います。 根拠法令等 母子保健法第9条、10条、17条 児童福祉法第10条 子ども・子育て支援法第59条 港区産後母子ケア事業実施要綱 港区産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業実施要綱 港区産後母子ケアデイサービス及び乳房ケア事業実施要綱 開始時期 平成27年4月 ※ママの健康相談は平成12年度、ネットワーク会議は平成25年度、産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業は令和2年度、産後母子ケアデイサービス及び乳房ケア事業は令和5年度から事業実施		

実績表

(1) 助産師による母子保健相談

年度	開催日数	相談延数（関係機関含）
2	152	1,523
3	242	4,381
4	243	4,701
5	243	4,909
6	243	5,202

※令和3年度から開催日数が週3回から週5回となりました。

※相談延数には、みなとプレママ応援事業に伴う関係機関連絡も含まれます。

(2) 産後デイケア（サロン）事業（Hello ママサロン、うさちゃんくらぶ、のんびりサロン）

年度	開催日数	参加組数／参加延人数
2	32	617 組／1,237 人
3	48	1,105 組／2,211 人
4	48	974 組／1,957 人
5	48	1,152 組／2,321 人
6	48	1,213 組／2,461 人

(3) ママの健康相談

（旧事業名「新米ママ健康相談」）

年度	利用人数
2	89
3	81
4	60
5	44
6	37

(4) ネットワーク会議

年度	実施回数	参加人数
2	1	19
3	1	31
4	1	33
5	1	37
6	1	38

(5) 産後母子ケア宿泊型ショートステイ事業

年度	登録者数	利用者数
2	200	85
3	418	174
4	620	271
5	1,251	514
6	1,472	661

(6) 産後母子ケアデイサービス及び乳房ケア事業

年度	登録者数	利用者数
5	1,623	793
6	1,529	1,169

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 1 / 3	都負担割合 1 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	※1 子ども・子育て支援交付金
	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 2	区負担割合 —	補助金名等	※2 母子保健衛生費国庫補助金 とうきょうママパパ応援事業補助金

※1 対象事業は（1）、（2）、（3）

※2 対象事業は（5）、（6）

B 型 肝 炎 妊 婦 検 査	所管課	—																																	
		健康推進課																																	
目 的 妊婦がB型肝炎ウイルスを持つ場合、新生児が母子感染によりキャリア（HBs 抗原持続陽性者）化し、または急性肝炎等を発症することがあるため、感染予防及び早期の発見を図ります。 事業内容 B型肝炎の抗原検査を妊婦健康診査時に実施します。 HBs 抗原陽性と判定された妊婦に対して、医療機関の管理を受けるよう保健指導をしています。 根拠法令等 母子保健法第13条 港区妊婦健康診査実施要綱 開始時期 昭和60年 実 績 表 B型肝炎妊婦検査受診状況 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度 \ 区分</th> <th>受診票 交付件数</th> <th>受診者数</th> <th>HBs 抗原 陽性者数</th> <th>陽性率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2,903</td> <td>2,728</td> <td>—</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>2,704</td> <td>2,492</td> <td>—</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>2,616</td> <td>2,400</td> <td>—</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>2,638</td> <td>2,429</td> <td>—</td> <td>0.00</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>2,738</td> <td>2,377</td> <td>—</td> <td>0.00</td> </tr> </tbody> </table> ※HBs 抗原陽性：B型肝炎ウイルスの保有者（キャリア）						年度 \ 区分	受診票 交付件数	受診者数	HBs 抗原 陽性者数	陽性率(%)	2	2,903	2,728	—	0.00	3	2,704	2,492	—	0.00	4	2,616	2,400	—	0.00	5	2,638	2,429	—	0.00	6	2,738	2,377	—	0.00
年度 \ 区分	受診票 交付件数	受診者数	HBs 抗原 陽性者数	陽性率(%)																															
2	2,903	2,728	—	0.00																															
3	2,704	2,492	—	0.00																															
4	2,616	2,400	—	0.00																															
5	2,638	2,429	—	0.00																															
6	2,738	2,377	—	0.00																															
補助金等 有 ・ 無				備 考																															

国民健康・栄養調査		所管課	— 健康推進課	
目 的				
国民の栄養摂取、食生活、身体状況等の実態を把握し栄養と健康との関係を明らかにするために、毎年11月に厚生労働省の指定した地区で実施します。				
事業内容				
指定地区で、協力の同意を得られた世帯員に対し、栄養摂取、食生活、身体状況調査を行ないます。				
根拠法令等				
健康増進法、健康増進法施行規則、港区健康増進法施行細則				
開始時期				
昭和50年 東京都から移管				
実 績 表				
年度	対 象	備 考		
2※				
3※				
4	1 地区（15 世帯）	0 世帯調査実施		
5	1 地区（35 世帯）	0 世帯調査実施		
6				
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となりました。				
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 10／10	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等 国民健康・栄養調査国庫委託金

栄 養 相 談		所管課	— 健康推進課
目 的			
区民の健康増進を図るために、健康づくりや食生活改善に関する個別相談や集団指導、各種健診にて栄養相談・栄養指導を実施します。また、区民等が企画する栄養や食生活に関する講習会に講師として関わるほか、区民の健康づくりへの関心を高めるため栄養展示等の啓発活動を行います。			
事業内容			
(１) 来所や電話による個別栄養相談：来所及び電話による区民からの身近な食生活の相談に随時対応し、必要に応じて継続的に栄養相談を行います。			
(２) 外部講師等(生涯学習出前講座等)：区民の要望する食に関するテーマで、講習会の講師を担当します。			
(３) 区民啓発栄養展示：生活習慣病予防や災害用備蓄食品等、テーマに沿った展示、栄養相談を行います。			
(４) 母子健診に伴う栄養相談・栄養指導：母子を対象とした健康診査等（４か月児育児相談、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査、経過観察児健康診査、すくすく育児相談、バースデイ歯科健診、妊産婦の歯科健診）で適切な栄養相談・栄養指導を行います。また、乳幼児食事相談会（健康教育再掲）を実施し、身近な相談に対応します。			
根 拠 法 令 等			
健康増進法、健康増進事業実施要領 厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」			
開始時期			
昭和50年 東京都から移管			
実 績 表			
(１) 来所や電話の個別栄養相談件数 (単位：人)			
年度	総 数	母 子	成 人
2	332	204	128
3	186	167	19
4	246	214	32
5	139	117	22
6	125	109	16
(２) 外部講師（生涯学習出前講座等）			
年 度	回 数	参加人数	
2			
3			
4			
5	2	17	
6			

(3) 区民啓発栄養展示(単位:人) ()内は回数

年度	食生活改善 普及月間	災害用 備蓄食	糖尿病 予防月間	合計
2	79 (1)	5 (1)	108 (1)	192 (3)
3	67 (1)	13 (1)	199 (1)	279 (3)
4	15 (1)	19 (1)	94 (1)	128 (3)
5	249 (1)	22 (1)	117 (1)	388 (3)
6	47 (1)	26 (1)	29 (1)	102 (3)

(4-1) 母子健診に伴う栄養相談・栄養指導(個別・集団)(単位:人)

区分	個別相談・指導							集団指導
年度	総数	4か月※1	1歳半※1	3歳児※1	経観※1	すくすく※1	パースデイ ※1	4か月※1
2※2	903	73	242	497	-	4	87	
3	1,455	87	352	659	17	156	184	238
4	1,682	81	343	842	17	202	197	545
5	2,411	93	358	1,523	21	211	205	526
6	2,281	75	362	1,403	16	212	213	694

※1 4か月児育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、経過観察児健康診査、すくすく育児相談、パースデイ歯科健診・妊産婦の歯科健診の略

※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4か月児育児相談は4月14日、27日、5月から9月まで、1歳6か月児健康診査は4月から7月まで、3歳児健康診査は4月16日、20日、5月、6月、経過観察児健康診査とすくすく育児相談は5月から令和3年3月まで、パースデイ歯科健診・妊産婦の歯科健診は4月から10月まで中止しました。

(4-2) 乳幼児食事相談会(健康教育の再掲)

年度	回数	人数
2※	10	68
3	12	78
4	12	73
5	12	55
6	12	63

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月、5月は中止しました。

補助金等 (有) ・ 無	国負担割合 -	都負担割合 1/2	区負担割合 1/2	補助金名等	保健医療政策区市町村 包括補助事業補助金(※)
※対象事業 (4-1) パースデイ歯科健診、妊産婦の歯科健診 (4-2) 乳幼児食事相談会					

食生活改善における地域組織活動支援	所管課	—																																							
		健康推進課																																							
目 的 地域で食生活や栄養改善の活動をする自主グループ等に助言や学習会を実施し、地域活動を支援します。 事業内容 (1) みなと地域栄養士会の地域活動 栄養士の資格を持つ区民が、区民を対象に食生活の向上を目指して活動します。 (2) 麻布食生活研究会の地域活動 旧麻布保健所当時に発足した、麻布地域の町会の婦人部長で構成する食生活改善を目的とした自主グループで、町会の会員を対象に学習会等を実施しています。 根拠法令等 厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」 開始時期 昭和50年 東京都から移管 実績表 <table border="1"> <tr> <th rowspan="3">区分 年度</th> <th colspan="4">活 動 回 数 (回)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">総数</th> <th colspan="2">みなと地域栄養士会</th> <th rowspan="2">麻布食生活研究会</th> </tr> <tr> <th>定例会</th> <th>地区活動</th> </tr> <tr> <td>2※</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>3※</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>—</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>4※</td> <td>13</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>16</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>6</td> </tr> </table> ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、回数を減らして開催しました。						区分 年度	活 動 回 数 (回)				総数	みなと地域栄養士会		麻布食生活研究会	定例会	地区活動	2※	5	3	1	1	3※	14	10	—	4	4※	13	7	1	5	5	16	8	1	7	6	15	8	1	6
区分 年度	活 動 回 数 (回)																																								
	総数	みなと地域栄養士会		麻布食生活研究会																																					
		定例会	地区活動																																						
2※	5	3	1	1																																					
3※	14	10	—	4																																					
4※	13	7	1	5																																					
5	16	8	1	7																																					
6	15	8	1	6																																					
補助金等有 ・ ⑧				備 考																																					

港区精神保健福祉連絡協議会		所管課	—																																						
			健康推進課																																						
目 的																																									
港区における地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進することを目的としています。																																									
事業内容																																									
港区における地域精神保健福祉及び医療に関わる総合的調整機能を持つ会議です。行政機関及び家族会、福祉関係団体、医療機関等の出席を求め、総合的な精神保健福祉施策の推進を図っています。会議を効果的に推進するために、港区精神保健福祉連絡協議会（以下「協議会」という。）の下部組織として、港区精神保健福祉検討委員会を設置しています。																																									
根拠法令等																																									
港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱																																									
開始時期																																									
平成 10 年 9 月 精神保健福祉連絡協議会準備会発足																																									
平成 11 年 開始																																									
実 績 表																																									
<table><tr><th>年度</th><th>協議会 開催回数</th><th>検討委員会 開催回数</th><th colspan="3">協議内容</th></tr><tr><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td colspan="3">港区の精神保健福祉事業や精神保健福祉に関する動向について、報告しました（書面会議で実施）。</td></tr><tr><td>3</td><td>1</td><td>1</td><td colspan="3">精神保健・自殺対策の報告、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について、検討しました。</td></tr><tr><td>4</td><td>1</td><td>1</td><td colspan="3">精神科病院の入院患者の現状、精神障害者支援に関する事例と課題について共有・検討しました。</td></tr><tr><td>5</td><td>1</td><td>1</td><td colspan="3">港区の精神障害者の状況や精神保健福祉事業、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について共有・検討しました。</td></tr><tr><td>6</td><td>1</td><td>1</td><td colspan="3">精神障害者の退院後支援、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について検討しました。</td></tr></table>						年度	協議会 開催回数	検討委員会 開催回数	協議内容			2	1	1	港区の精神保健福祉事業や精神保健福祉に関する動向について、報告しました（書面会議で実施）。			3	1	1	精神保健・自殺対策の報告、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について、検討しました。			4	1	1	精神科病院の入院患者の現状、精神障害者支援に関する事例と課題について共有・検討しました。			5	1	1	港区の精神障害者の状況や精神保健福祉事業、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について共有・検討しました。			6	1	1	精神障害者の退院後支援、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について検討しました。		
年度	協議会 開催回数	検討委員会 開催回数	協議内容																																						
2	1	1	港区の精神保健福祉事業や精神保健福祉に関する動向について、報告しました（書面会議で実施）。																																						
3	1	1	精神保健・自殺対策の報告、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について、検討しました。																																						
4	1	1	精神科病院の入院患者の現状、精神障害者支援に関する事例と課題について共有・検討しました。																																						
5	1	1	港区の精神障害者の状況や精神保健福祉事業、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について共有・検討しました。																																						
6	1	1	精神障害者の退院後支援、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの取組について検討しました。																																						
※検討委員会開催回数には「港区思春期こころのケアネットワーク会議」を含んでいます。																																									

精 神 保 健 福 祉 事 業	所管課	各総合支所区民課						
		健康推進課						

目 的

こころの病気の早期発見、早期治療の促進、こころの健康の保持・増進を図るほか、こころの病気に対する関心と理解を深めるため普及啓発を行います。

事業内容

(1) 相談及び訪問指導
こころの病気や精神的問題を抱える人及びその家族に対する相談・助言を行います。保健師による相談は随時、精神科医による相談は予約制で行っています。また必要に応じて、各総合支所の保健師による訪問を行っています。

(2) 講演会
こころの病気等についての普及啓発活動として、講演会を開催しています。

(3) 家族会
こころの病気のある人の家族への正しい知識の提供と、家族同士の交流の場として、家族会を開催しています。

根拠法令等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条、47条
自殺対策基本法第6条
アルコール健康障害対策基本法第15条、20条
ギャンブル等依存症対策基本法第14条、17条
港区精神保健福祉相談事業実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

(1) 相談及び訪問指導

区分 年度	保 健 師				医 師			
	相 談		訪問指導		相 談		訪 問	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
2	2,361	10,461	447	758	96	98	2	2
3	2,422	8,241	356	602	85	90	1	1
4	2,734	9,379	430	752	79	82	2	2
5	779	7,190	295	678	97	103	0	0
6	1,093	6,530	366	653	103	114	3	3

(2) 講演会

区分 年度	実施回数	参加延人員	テーマ
2	3	116	コロナ禍の思春期の心、ネット・スマホ依存 コロナ禍の職場のメンタルヘルス
3	3	130	思春期の心の変化、大人の発達障害、コロナ禍のメンタルヘルスと企業の取り組み
4	2	30	思春期講演会「揺れ動く思春期のこころ」 ネット依存症の対応について
5	2	29	思春期講演会「思春期の変化と支援者の接し方」 こころの健康講演会「自分の睡眠はこれで大丈夫？」
6	2	69	思春期講演会「思春期のお子さんとうどう向き合うか ～思春期を理解しなおしましょう～」 こころの健康講演会「不安な気持ちとのつきあい方 ～日頃から取り組める認知行動療法～」

(3) 家族会

家族会

区分 年度	実施回数	参加延人員
2	8※	82
3	11	95
4	11	115
5	11	135
6	11	112

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回中止。

(4) アウトリーチ支援事業

こころの病気や精神的問題を抱える人が地域で自分らしい生活を可能とするために、必要な医療、福祉サービスの利用が促進されるよう、月2回医師・精神保健福祉士・保健師等による訪問支援等を行います。

実 績 表

区分 年度	実施回数	支援件数	
		実件数	延件数
4	21	20(4)	34(5)
5	20	19(2)	41(2)
6	18	18(0)	24(0)

※支援対象者がいない場合は会議を開催していません。

※件数の()内は訪問数の再掲です。

(5) 心のサポーター養成研修講座

メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、家族や同僚など身近な人に対して、傾聴を中心としたサポートを行う支援者を育成する研修を開催します。

補助金等 ⑦ 有 ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 1 / 4	区負担割合 1 / 4	補助金名等	地域生活支援事業費等補助金(※)
※対象事業 (1)(2)(4)(5)					

自殺対策推進事業			所管課		— 健康推進課																																																	
目 的 「みんなで支え合って、生きる道を選べる港区へ」の実現に向けて、保健と福祉が一体的に自殺対策を推進するために、令和6年度に港区地域保健福祉計画に自殺対策推進計画を包含しました。区の地域特性を踏まえ、戦略的に対策を推進するとともに、自殺対策関連施策を総合的に実施します。																																																						
根拠法令等 自殺対策基本法 自殺総合対策大綱 アルコール健康障害対策基本法 19 条、20 条 港区自殺対策推進計画（改訂版） 港区自殺未遂者対応支援事業実施要綱 港区自殺対策関係機関協議会設置要綱 港区自殺対策推進検討委員会設置要綱																																																						
事業内容 （1）人材育成 職員・精神保健関係機関向けに研修等を実施し、相談・支援の充実による自殺の防止を図ります。																																																						
開始時期 平成 26 年																																																						
実績表																																																						
<table><tr><th rowspan="2">区分 年度</th><th colspan="2">職員向け ゲートキーパー研修</th><th colspan="2">区民等（民生委員含む） 向けゲートキーパー研修</th><th colspan="2">職員向け自殺未遂者対応 支援事例検討会</th></tr><tr><th>開催回数</th><th>延人数</th><th>開催回数</th><th>延人数</th><th>開催回数</th><th>延人数</th></tr><tr><td>2</td><td>6</td><td>224</td><td>－</td><td>－</td><td>1</td><td>18</td></tr><tr><td>3</td><td>6</td><td>261</td><td>－</td><td>－</td><td>1</td><td>22</td></tr><tr><td>4</td><td>7</td><td>297</td><td>5</td><td>112</td><td>1</td><td>23</td></tr><tr><td>5</td><td>4</td><td>224</td><td>5</td><td>97</td><td>1</td><td>36</td></tr><tr><td>6</td><td>2</td><td>232</td><td>5</td><td>86</td><td>1</td><td>17</td></tr></table>							区分 年度	職員向け ゲートキーパー研修		区民等（民生委員含む） 向けゲートキーパー研修		職員向け自殺未遂者対応 支援事例検討会		開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数	2	6	224	－	－	1	18	3	6	261	－	－	1	22	4	7	297	5	112	1	23	5	4	224	5	97	1	36	6	2	232	5	86	1	17
区分 年度	職員向け ゲートキーパー研修		区民等（民生委員含む） 向けゲートキーパー研修		職員向け自殺未遂者対応 支援事例検討会																																																	
	開催回数	延人数	開催回数	延人数	開催回数	延人数																																																
2	6	224	－	－	1	18																																																
3	6	261	－	－	1	22																																																
4	7	297	5	112	1	23																																																
5	4	224	5	97	1	36																																																
6	2	232	5	86	1	17																																																
※民生委員向けゲートキーパー研修は、令和4年から開始しました。																																																						
（2）こころの健康講演会 区民の誰もがゲートキーパーになれるよう、自殺や精神疾患に関する講演会を実施します。																																																						
開始時期 平成 22 年 ※平成 25 年度までは精神保健福祉事業の中で計上																																																						

実 績 表

年度 \ 区分	開催回数	参加人数
2	1	25
3	1	30
4	2	160
5	2	119
6	2	94

(3) 港区自殺対策強化月間・うつ支援月間

9月・3月を港区自殺対策強化月間、10月をうつ支援月間とし、保健所や区内図書館での展示、啓発品の配布により、区民の自殺予防やうつ病の理解と支援を促進します。

開 始 時 期

平成 26 年

(4) こころの体温計

区民がパソコンや携帯電話から、自分の精神の健康状態を自己チェックできるシステムにより、セルフケアと早期発見、早期の相談へつなげます。

開 始 時 期

平成 26 年

実 績 表

年度 \ 区分	アクセス数
2	24,855
3	26,866
4	30,504
5	27,089
6	21,386

(5) 自死遺族のつどい

自死による身近な人を亡くした方（自死遺族）に対して、遺族同士が交流し合う場を「わかちあいの会みなど」（自死遺族のつどい）として実施します。

開 始 時 期

平成 26 年

実 績 表

年度 \ 区分	開催回数	参加人数
2	5※	21
3	6	15
4	6	32
5	6	40
6	6	18

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

(6) 自殺未遂者対応支援事業

港区民で自殺未遂をした人やその家族に対して、関係者からの連絡を基に相談員による相談、関係機関への紹介・同行等を行い、安心して港区で生活できるための支援を行います。

開 始 時 期

平成 27 年

実 績 表

年度 \ 区分	新規件数	対応実人数	相談延件数
2	14	38	468
3	16	24	792
4	16	29	759
5	9	20	223
6	5	10	119

(7) うつ病家族講座

うつ病や躁うつ病の治療を受けている人の家族が、病気の知識や対応方法について学び、適切な治療の継続、社会復帰及び自殺予防につなげます。

開 始 時 期

平成 29 年

実 績 表

年度 \ 区分	開催回数	参加人数（延人数）
2	2	23
3	2	43
4	2	42
5	2	40
6	2	27

(8) 港区自殺対策関係機関協議会、港区自殺対策推進検討委員会

自殺対策を総合的、効果的に推進するために設置されました。関係機関との課題を共有し、庁内関係部署との緊密な連携と協力を図るために協議を行います。

開始時期

平成 25 年

実績表

(開催回数 単位：回)

年度 \ 区分	港区自殺対策関係機関協議会	港区自殺対策推進検討委員会
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	2	1
6	1	1

(9) アルコール依存症家族講座

不適切な飲酒習慣により、アルコール依存症に近い状況にある人の家族が、病気の知識や対応方法について学び、アルコールによる深刻な問題を防ぎます。

開始時期

令和元年

実績表

年度 \ 区分	開催回数	参加人数（延人数）
2	2	32
3	2	40
4	2	20
5	2	50
6	2	37

(10) インターネット検索連動広告掲載事業

若者が日常的に利用するインターネットの検索サイト Google で、自殺に関連する用語を港区内で検索した時に、港区のホームページへ誘導し適切な相談窓口を周知します。

開始時期

令和元年

実績表

	表示回数※1		クリック数※2
	年間	月平均	
2	233,550	19,462	13,055
3	336,954	28,079	19,693
4	235,013	19,584	19,572
5	191,128	15,927	14,994
6	158,966	13,247	13,699

※1 表示回数：検索ワードに合わせて広告が表示された回数

※2 クリック数：検索ワードに合わせて表示された広告がクリックされた数

(11) 大学や私立学校を対象とした SOS の出し方に関する講座

SOS の出し方についての教育とともに、身近な同世代の若者が支え手になるように、ゲートキーパーについて学ぶ講座を開催します。

開始時期

令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数（実人数）
2		1※	82
3		1	82
4		2	189
5		2	98
6		2	185

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、1回中止。

(12) 子どもの SOS の出し方に関する教育の実施

子どもや若者と関わる職員や関係者に対して研修を実施し、子どもの変化や SOS に気づき、適切な対応ができるように研修を開催します。

開始時期

令和元年

実績表

年度	区分	開催回数	参加人数
2		1	42
3		1	18
4		1	20
5		1	38
6		1	35

(13) 自殺対策SNS等相談事業

SNS等を利用した相談事業を行うNPO法人と協定を締結し、SNS等相談により区の継続支援が必要と判断された対象者の支援を行います。

開始時期

令和4年3月

(14) 港区夜間いのちの相談ダイヤル

夜間帯における電話相談体制を強化し、自死を考えるほどつらい気持ちを抱えている人の心の状態を安定させるとともに、必要な医療及び福祉サービスを紹介し、適切な相談支援機関へつなげることにより自殺を未然に防止します。

開始時期

令和5年4月

実績表

年度 \ 区分	新規件数	対応実人数	相談延件数
5	32	41	93
6	25	47	77

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1/2 (2)~(5)(7)(9)(14) 2/3 (1)(6)(10)~(12)	区負担割合 1/2 (2)~(5)(7)(9)(14) 1/3 (1)(6)(10)~(12)	補助金名等	東京都地域自殺対策強化交付金
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1/2 (8)	区負担割合 1/2 (8)	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補助事業補助金

精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）		所管課	— 健康推進課																									
目 的 回復途上にある精神障害者の社会復帰を促進します。 事業内容 日常生活の適応を図るための生活指導及び対人関係改善を目標とした集団生活指導を行っています。 根拠法令等 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第4条 港区精神障害者社会復帰援助事業実施要綱 港区精神障害者社会復帰援助事業実施要領 開始時期 平成元年 実 績 表 精神障害者社会復帰援助事業（デイケア）実施状況 <table><tr><th> 年度 \ 区分 </th><th>回数</th><th>参加実人数</th><th>事業参加延人数</th></tr><tr><td>2</td><td>39※</td><td>17</td><td>348</td></tr><tr><td>3</td><td>47</td><td>14</td><td>308</td></tr><tr><td>4</td><td>48</td><td>10</td><td>186</td></tr><tr><td>5</td><td>47</td><td>8</td><td>149</td></tr><tr><td>6</td><td>48</td><td>4</td><td>79</td></tr></table> ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9回中止。					年度 \ 区分	回数	参加実人数	事業参加延人数	2	39※	17	348	3	47	14	308	4	48	10	186	5	47	8	149	6	48	4	79
年度 \ 区分	回数	参加実人数	事業参加延人数																									
2	39※	17	348																									
3	47	14	308																									
4	48	10	186																									
5	47	8	149																									
6	48	4	79																									
補助金等有・ 無				備 考																								

がん患者の在宅緩和ケア支援		所管課	— 健康推進課		
目 的					
港区在宅療養がん患者が容態急変時や家族の負担軽減のため入院が必要となったとき、受け入れ可能な病床を確保することで、患者や介護する家族の不安を軽減します。					
事業内容					
港区区民で、港区が指定する在宅療養支援診療所から容態急変時やレスパイト等の病床の申込みがあった場合に、受託病院（北里大学北里研究所病院）で入院を受け入れます。					
実 績 表					
容態急変時病床（１床）確保事業（レスパイト利用も含む）					
区分 年度		病床利用期間（延日数）			
2		—			
3		—			
4		—			
5		—			
6		4			
※レスパイト…在宅療養患者の家族の一時的な外出や休憩のサポート					
</					

がん在宅緩和ケア支援センター事業 (ういケアみなと)		所管課	— 健康推進課																									
目 的 がん患者(がん患者であった者を含む。)が住み慣れた地域で安心して療養生活を営むことができるよう、がん患者及びその家族を支援します。なお、がん在宅緩和ケア支援センター(ういケアみなと)は、学校法人慈恵大学を指定管理者として運営しています。																												
事 業 内 容 (1) がんの医療相談又はがんの在宅における緩和ケア(がん患者に係る身体的若しくは精神的な苦痛又は社会生活上の不安を緩和することによりその療養生活の質の維持向上を図ることを主たる目的とする看護その他の行為をいう。)に係る相談に関すること。 (2) がん患者の在宅における療養生活の支援に関すること。 (3) がん患者及びその家族並びにそれらを支援する者の交流に関すること。 (4) がん対策に係る普及啓発に関すること。 (5) がん患者及びその家族の支援に係る関係機関の調整に関すること。 (6) がん患者及びその家族を支援する者の育成に関すること。 (7) センターの施設の利用に関すること。																												
根拠法令等 港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例 港区立がん在宅緩和ケア支援センター条例施行規則 港区立がん在宅緩和ケア支援センター利用登録要綱																												
開 始 時 期 平成30年4月																												
関係発行物 港区立がん在宅緩和ケア支援センター ういケアみなと(パンフレット)																												
実 績 表																												
<table><tr><th>区分 年度</th><th>来館者数</th><th>がん相談(面談・電話) 件数</th><th>アピアランス(外見) 相談件数</th></tr><tr><td>2</td><td>1,970</td><td>240</td><td>13</td></tr><tr><td>3</td><td>2,333</td><td>270</td><td>10</td></tr><tr><td>4</td><td>2,468</td><td>287</td><td>3</td></tr><tr><td>5</td><td>2,230</td><td>301</td><td>5</td></tr><tr><td>6</td><td>1,986</td><td>336</td><td>10</td></tr></table>					区分 年度	来館者数	がん相談(面談・電話) 件数	アピアランス(外見) 相談件数	2	1,970	240	13	3	2,333	270	10	4	2,468	287	3	5	2,230	301	5	6	1,986	336	10
区分 年度	来館者数	がん相談(面談・電話) 件数	アピアランス(外見) 相談件数																									
2	1,970	240	13																									
3	2,333	270	10																									
4	2,468	287	3																									
5	2,230	301	5																									
6	1,986	336	10																									
補助金等 (有)・無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等 保健医療政策区市町村包括補助事業補助金																								

がん治療に伴う外見ケア（ウィッグ等購入）助成	所管課	—
		健康推進課

目 的

がんの治療に伴う脱毛や、手術による乳房の切除など、外見の影響をケアするためのウィッグ（かつら）や帽子、胸部補整具等の購入経費の一部を助成することにより、がんの治療に取り組む区民の心理的及び経済的な負担を軽減するとともに、療養生活の質の向上を図り、就労継続などの社会生活を支援します。

事 業 内 容

（１）助成対象

ア ウィッグ（かつら）

イ 胸部補整具

ウ 帽子

（２）助成対象者

がんと診断され、現在治療を行っている区民

（３）助成金額

30,000 円又は購入経費の 7 割のいずれか低い額（100 円未満切捨て）

（助成対象者 1 人につき 1 回限り）

根拠法令等

港区がん患者ウィッグ等購入費助成金交付要綱

開 始 時 期

平成29年 5 月

実 績 表

（単位：件）

区分 年度	性別	対象品							合計
		ウィッグのみ	胸部補整具のみ	帽子のみ	ウィッグと胸部補整具	帽子とウィッグ	帽子と胸部補整具	帽子、胸部補整具とウィッグ	
2	男	2	—		—				91
	女	68	17		4				
3	男	2	—		—				104
	女	91	11		0				
4	男	4	—	1	—	0	—	—	122
	女	88	8	0	3	16	1	1	
5	男	3	—	4	—	0	—	—	134
	女	89	20	1	1	12	3	1	
6	男	2	—	1	—	1	—	—	111
	女	78	12	2	1	11	1	2	

補助金等 ⑦・無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括 補助事業補助金
-------------	------------	----------------	----------------	-------	-------------------------

がんの知識に関する普及・啓発		所管課	— 健康推進課		
目 的					
がんの早期発見、早期治療について幅広く区民に周知・啓発するため、がん検診、がん対策に関するイベントを実施しています。					
事 業 内 容					
がん対策普及啓発イベント「がん対策みなと」					
根拠法令等					
健康増進法					
港区地域保健福祉計画					
開 始 時 期					
平成28年 4 月					
実 績 表					
普及啓発イベント					
区分 年度	開 催 日	場 所	内 容	参加人数	
2	令和 2 年10月31日（土）	・ 赤坂区民センター ・ YouTube によるオンライン配信	がん対策みなと 2020	169	
3	令和 3 年11月 3 日（水）	・ 郷土歴史館「旧講堂」4 階 ・ がん在宅緩和ケア支援センターういケアみなと 5 階 ・ 白金台区民協働スペース 6 階 ・ YouTube によるオンライン配信	がん対策みなと 2021 ～コロナ禍のいま、 がんと向き合い考える～	108	
4	令和 4 年11月 3 日（木）	・ 白金台区民協働スペース ・ がん在宅緩和ケア支援センターういケアみなと	がん対策みなと 2022 in ういケアみなと ～がんと共に生きる～	203	
5	令和 5 年11月 3 日（金）	・ 白金台区民協働スペース ・ がん在宅緩和ケア支援センターういケアみなと	がん対策みなと 2023 in ういケアみなと ～いま、この時を生きる～	132	
6	令和 6 年11月 3 日（日）	・ 白金台区民協働スペース ・ がん在宅緩和ケア支援センターういケアみなと	がん対策みなと 2024 in ういケアみなと ～生きているということ～	78	
補助金等有 ・ ⑨				備 考	

健康診査事業	所管課	—
		健康推進課
目 的 高齢社会を迎え、心疾患・脳血管障害など生活習慣病に対する予防対策が重要な課題となる中、生活習慣病の早期発見と早期治療を目指します。		
事業内容 (1) 特定健康診査 国保年金課から執行委任を受け、40 歳から 75 歳未満の区民で、4 月 1 日現在港区国民健康保険に加入している人を対象に、港区医師会に委託してメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しています。検査項目は、問診、身体測定、血圧測定、尿検査、血液検査、内科診察をします。必要に応じて、胸部 X 線撮影、心電図検査、眼底検査等を実施しています。検査結果に基づいて栄養や運動に関する保健指導や自己の健康管理についての指導を行います。 糖尿病性腎症などの早期発見のため、前年度に港区特定健康診査を受診し検査結果が HbA1c6.5%以上かつ尿蛋白（－）又は（±）の人には、微量アルブミン尿検査を実施しています。検査項目は尿検査です。検査結果に基づいて、専門医療機関での精密検査を勧奨しています。		
(2) 基本健康診査 40 歳以上の区民で生活保護受給者や他に健康診査の受診機会がない人を対象に、港区医師会に委託して健康診査を実施しています。また、国保年金課から執行委任を受け、後期高齢者医療制度被保険者の人に健康診査を実施しています。（検査項目は特定健康診査と同じ）		
(3) 区民健康診査（30（さんまる）健診） 30 歳から 39 歳の若い世代の区民を対象に、港区医師会、医療法人社団こころとからの元氣プラザに委託して区民健康診査（30（さんまる）健診）を実施しています。（検査項目は特定健康診査と同じ）		
根拠法令等 健康増進法、健康増進法施行規則 高齢者の医療の確保に関する法律 港区基本健康診査事業実施要綱 港区国民健康保険特定健康診査事業実施要綱 港区区民健康診査実施要綱 集合契約による特定健康診査費用助成事業実施要綱		
開始時期 (1) 特定健康診査 平成 20 年、微量アルブミン尿検査 令和 3 年 (2) 昭和 59 年（※老人保健法に基づく開始時期） (3) 平成 5 年		

実 績 表

健康診査受診状況その1

区分 年度	性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本 検査	詳細な検査及 び区独自検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
2		19,607	20,892	1,364	18,243	1,268	687	2,492
3		21,372	22,843	1,307	20,065	1,371	820	2,885
4		20,680	22,102	1,397	19,281	1,362	920	2,605
5		21,219	22,516	1,370	19,873	1,444	1,022	2,646
6	男	7,515	7,742	395	7,120	644	688	564
	女	13,881	14,828	1,194	12,687	674	472	2,047
	計	21,396	22,570	1,589	19,807	1,318	1,160	2,611

(1) 特定健康診査所見内訳

区分 年齢区分	男	3,984	3,976	279	3,706	244	307	213
	女	7,356	7,304	913	6,443	201	165	961
	計	11,340	11,280	1,192	10,149	445	472	1,174
40～44歳	男	292	290	35	257	12	4	10
	女	646	633	223	423	25	12	70
	計	938	923	258	680	37	16	80
45～49歳	男	344	343	38	306	15	14	16
	女	672	664	152	520	16	11	92
	計	1,016	1,007	190	826	31	25	108
50～54歳	男	458	455	55	403	23	19	20
	女	869	859	151	718	22	8	113
	計	1,327	1,314	206	1,121	45	27	133
55～59歳	男	461	460	38	423	23	37	25
	女	926	916	124	802	28	12	105
	計	1,387	1,376	162	1,225	51	49	130
60～64歳	男	641	640	36	605	35	45	21
	女	1,004	994	78	926	14	21	111
	計	1,645	1,634	114	1,531	49	66	132
65～69歳	男	744	744	46	699	47	77	54
	女	1,273	1,272	84	1,189	36	34	176
	計	2,017	2,016	130	1,888	83	111	230
70～75歳 ※	男	1,044	1,044	31	1,013	89	111	67
	女	1,966	1,966	101	1,865	60	67	294
	計	3,010	3,010	132	2,878	149	178	361

※受診日現在 74 歳、年度末年齢で 75 歳の方が含まれます。

(単位：人)

所 見 内 訳 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
8,729	4,611	7,693	3,452	2,988	5,830	3,351	12,483	1,765	5,924
9,585	5,473	8,844	3,877	3,299	6,505	3,727	13,833	1,999	6,858
9,161	5,072	8,551	3,500	3,475	6,814	3,640	12,905	1,869	5,900
9,417	5,429	9,076	3,582	3,666	6,961	3,628	13,162	2,030	6,608
3,860	2,174	3,496	1,625	1,457	2,442	1,794	4,437	1,464	2,317
5,702	3,386	5,299	1,857	2,242	4,493	1,895	8,583	474	4,778
9,562	5,560	8,795	3,482	3,699	6,935	3,689	13,020	1,938	7,095

(6年度)

1,735	824	1,559	1,038	457	954	1,085	2,459	824	1,171
2,020	1,220	2,329	1,088	831	1,817	919	4,474	171	2,275
3,755	2,044	3,888	2,126	1,288	2,771	2,004	6,933	995	3,446
54	33	45	90	15	24	77	170	63	63
48	70	61	56	95	82	53	203	4	128
102	103	106	146	110	106	130	373	67	191
92	45	86	111	27	51	104	199	73	85
59	72	109	84	92	116	71	293	6	164
151	117	195	195	119	167	175	492	79	249
131	75	136	152	27	68	128	292	99	117
133	118	188	127	123	162	116	434	25	225
264	193	324	279	150	230	244	726	124	342
168	72	175	122	44	92	146	293	96	129
190	126	267	163	92	199	129	586	25	277
358	198	442	285	136	291	275	879	121	406
301	102	244	175	72	169	187	422	148	198
266	178	333	169	90	252	118	670	29	331
567	280	577	344	162	421	305	1,092	177	529
384	196	322	178	93	201	195	446	143	218
449	237	521	207	114	351	163	877	46	424
833	433	843	385	207	552	358	1,323	189	642
605	301	551	210	179	349	248	637	202	361
875	419	850	282	225	655	269	1,411	36	726
1,480	720	1,401	492	404	1,004	517	2,048	238	1,087

微量アルブミン尿検査

(単位：人)

6	受診券送付者数	受診者数	専門医療機関受診者数
	434	215	3

(2) 基本健康診査所見内訳

後期高齢者医療制度の基本健康診査所見内訳

区分 年度	性別	受診者		検査結果		尿検査		
		基本検査	詳細な検査 及び区独自 検査	異常 なし	有所見者	蛋白 陽性	糖陽性	潜血 陽性
6	男	3,206	3,206	89	3,117	375	348	336
	女	5,966	5,966	226	5,740	448	284	1,008
	計	9,172	9,172	315	8,857	823	632	1,344

基本健康診査所見内訳

区分 年齢区分	男	324	322	27	297	25	33	15
	女	559	554	55	504	25	23	78
40～44歳	計	883	876	82	801	50	56	93
	男	28	28	8	20	4	0	0
	女	51	51	19	32	2	0	9
45～49歳	計	79	79	27	52	6	0	9
	男	32	32	7	25	3	2	0
	女	49	48	12	37	2	2	5
50～54歳	計	81	80	19	62	5	4	5
	男	35	34	4	31	3	5	1
	女	75	72	8	67	1	3	8
55～59歳	計	110	106	12	98	4	8	9
	男	50	50	4	46	2	4	2
	女	68	68	10	58	1	3	7
60～64歳	計	118	118	14	104	3	7	9
	男	40	39	3	37	2	4	2
	女	51	50	1	50	2	1	12
65～69歳	計	91	89	4	87	4	5	14
	男	32	32	0	32	0	3	1
	女	62	62	1	61	1	6	6
70～74歳	計	94	94	1	93	1	9	7
	男	41	41	0	41	2	4	2
	女	42	42	1	41	2	3	6
75歳以上	計	83	83	1	82	4	7	8
	男	66	66	1	65	9	11	7
	女	161	161	3	158	14	5	25
計	計	227	227	4	223	23	16	32

集合契約受診状況

6	男	324	237
	女	559	1,007
	計	883	1,244

(単位：人)

所 見 内 訳 (延数)									
高血圧	心臓疾患	糖尿病	肝疾患	貧血	腎機能障害	肥満	高脂血症	高尿酸血症	その他
1,969	1,271	1,794	516	930	1,404	618	1,804	584	1,068
3,488	2,040	2,764	695	1,299	2,508	871	3,761	267	2,303
5,457	3,311	4,558	1,211	2,229	3,912	1,489	5,565	851	3,371

(6年度)

156	79	143	71	70	84	91	174	56	78
194	126	206	74	112	168	105	348	36	200
350	205	349	145	182	252	196	522	92	278
7	3	1	8	1	4	6	10	6	4
2	5	4	2	5	5	5	15	1	10
9	8	5	10	6	9	11	25	7	14
8	4	7	9	6	3	8	16	8	11
4	3	9	6	5	8	5	27	2	10
12	7	16	15	11	11	13	43	10	21
7	4	9	4	6	7	12	22	6	4
12	7	20	11	9	13	17	51	5	24
19	11	29	15	15	20	29	73	11	28
25	7	21	12	13	6	15	28	7	12
15	13	17	8	10	11	9	45	2	19
40	20	38	20	23	17	24	73	9	31
19	6	14	9	6	14	12	22	9	9
17	9	24	7	7	13	8	33	1	27
36	15	38	16	13	27	20	55	10	36
20	7	22	7	4	7	12	23	4	5
33	17	31	13	4	17	15	45	3	27
53	24	53	20	8	24	27	68	7	32
23	15	22	10	14	15	10	22	7	15
21	9	17	3	2	15	8	29	0	10
44	24	39	13	16	30	18	51	7	25
47	33	47	12	20	28	16	31	9	18
90	63	84	24	70	86	38	103	22	73
137	96	131	36	90	114	54	134	31	91

健康診査受診状況その 2

受診券発行枚数に対する健診受診率

(6 年度)

健診種別	受診券発行枚数(枚) A	健診受診者数(人) B	受診率(%) B/A
特定健康診査	30,610	11,341	37.0
後期高齢者医療制度の健康診査	24,387	9,172	37.6
基本健康診査	4,445	883	19.9

(参考)

(単位：人)

令和 6 年度港区特定健康診査実施率（％）		39.8％	
算定式	当該年度中に実施した特定健康診査の受診者数/40～74 歳の被保険者数		
条 件	分子・分母の数から、年度途中における国保離脱者等の数は除外		
特定健康診査対象者数	30,610	特定健康診査実施者数	11,341
対象者数のうち年度途中における国保離脱等の数	△3,862	実施者数のうち年度途中における国保離脱等の数	△686
計	26,748	計	10,655

※ 特定健康診査の実績、後期高齢者医療制度の健康診査の実績は、「港区の保健福祉 令和 7 年度（2025 年度）版 事業概要」にも掲載されていますが、参考として掲載します。

※ 集合契約の健康診査は、40 歳以上の社会保険等加入者の被扶養者等の健康診査受診者 1,244 人の内、「健康増進法」に基づき、「詳細な検査及び区独自検査」を実施した実績です。（「詳細な検査及び区独自検査」は、平成 20 年度から実施しています。）

健康診査受診状況その3

特定健康診査受診者に対して、メタボリック判定及び特定保健指導階層化を行います。
生活習慣の改善の必要性があると判定された人に対しては特定保健指導を実施します。

(6年度)(単位:人)

性別	メタボリック判定				特定保健指導階層化			
	基準該当	予備群	非該当	計	積極的支援	動機づけ支援	情報提供	計
男	1,076	791	2,118	3,985	343	496	3,013	3,852
女	479	342	6,531	7,352	93	315	6,704	7,112
計	1,555	1,133	8,649	11,337	436	811	9,717	10,964

※メタボリック判定は、メタボリックシンドローム判定基準に基づき、医師が判定します。

※特定保健指導階層化は、選定基準に基づき、特定保健指導の対象者を選定します。

メタボリック判定該当率

(6年度)(単位:人)

区 分		人数	該当率A・B・C/D (%)
A	メタボリック基準該当者	1,555	13.7
B	メタボリック予備群該当者	1,133	10.0
C	メタボリック非該当者	8,649	76.3
D	計	11,337	100.0

特定保健指導該当率

(6年度)(単位:人)

区 分		人数	該当率A・B・C/D (%)
A	積極的支援	436	4.0
B	動機づけ支援	811	7.4
C	情報提供	9,717	88.6
D	計	10,964	100.0

参考資料

令和6年度特定保健指導実施状況

(単位:人)

積極的支援	対象者数	363
	初回面談終了者	50
動機づけ支援	対象者数	734
	初回面談終了者	158

(3) 区民健康診査(30(さんまる)健診)

実績表

(単位:人)

年度		2	3	4	5	6
区分						
受診者数		2,509	2,642	2,382	2,476	1,691
胸部X線受診者数		2,238	2,268	2,029	2,075	1,467
心電図受診者数		1,863	1,882	1,645	1,693	1,242
血圧測定受診者数		2,509	2,642	2,380	2,476	1,691
尿検査	受診者数	2,499	2,634	2,369	2,466	1,690
	蛋白陽性	94	79	91	99	64
	糖陽性	5	14	16	25	17
	潜血陽性	200	213	212	211	150
指導区分	異常なし	887	979	859	935	605
	要指導	1,543	1,609	1,468	1,514	1,072
	要医療	76	54	30	27	13
指導・要医療者所見 内訳(延数・疑いを 含む)	高血圧	70	96	73	78	89
	心疾患	160	192	127	146	117
	糖尿病	148	155	136	142	90
	腎疾患	210	210	196	216	167
	肝疾患	239	305	254	267	212
	血液疾患	59	48	60	57	49
	呼吸器系	13	11	11	7	4
	肥満	170	198	174	184	133
	高脂血症	177	124	177	139	100
	その他	354	382	373	369	233

補助金等 (有)・無	国負担割合 —	都負担割合 2/3	区負担割合 1/3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都 負担(補助)金(※)
---------------	------------	--------------	--------------	-------	----------------------------

※対象事業 (2) 基本健康診査

- ・40歳以上の生活保護受給世帯対象の負担割合は、上記のとおりとなります。
- ・上記以外の年齢…区負担割合 10/10

集合契約による特定健康診査受診費用助成	所管課	—															
		健康推進課															
目 的 集合契約による特定健康診査受診に要する自己負担金を助成し、特定健康診査受診者の経済的負担をなくすことで特定健康診査の受診を促し、生活習慣病の危険因子の早期発見及び罹患の減少を図ります。 事 業 内 容 40 歳以上の区民で、社会保険等に参加している被扶養者等が、区が委託契約した医療機関で集合契約による特定健康診査を受診した場合に、医療保険者が求める特定健康診査受診費用の自己負担金を受診者の申請に基づき助成します。 根拠法令等 集合契約による特定健康診査費用助成事業実施要綱 開 始 時 期 平成20年 実 績 表 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助成者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>502</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>637</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>599</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>554</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>541</td> </tr> </tbody> </table>						年度	助成者数	2	502	3	637	4	599	5	554	6	541
年度	助成者数																
2	502																
3	637																
4	599																
5	554																
6	541																
補助金等有・ ☒ 無				備 考													

健康診査事業（骨粗しょう症検診）	所管課	—
		健康推進課

目 的

早期に骨量減少者を発見することで、女性の骨折の基礎疾患となる骨粗しょう症を予防することを目的とします。

事業内容

区民で 40 歳から 70 歳までの 5 歳毎節目年齢の女性に対して、骨密度測定を行っています。
※1

根拠法令等

健康増進法

港区骨粗しょう症検診実施要綱

開始時期

平成 7 年

実績表

骨粗しょう症検診受診状況

（単位：人）

区 分 年 度			受診者計	指 導 区 分		
				標 準	要指導	要精密
2			1,322	938	240	144
3			2,955	2,312	431	212
4			2,699	2,159	383	157
5			2,757	2,205	396	156
6 年 度	年 齢 区 分	総 数	2,887	2,309	367	211
		40 歳	452	440	8	4
		45 歳	411	403	7	1
		50 歳	478	454	19	5
		55 歳	494	418	49	27
		60 歳	411	275	93	43
		65 歳	336	191	90	55
		70 歳	305	128	101	76

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担(補助)金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	---------------------

骨粗しょう症検診（40 歳・45 歳・50 歳・55 歳・60 歳・65 歳・70 歳対象）の負担割合は上記のとおりとなります。

※上記以外の年齢…区負担割合 10 / 10

※1 令和 2 年度までは過去 5 年以内に検診を受診したことの無い 20 歳以上の女性。

高 齢 者 聴 力 検 査	所管課		—													
			健康推進課													
目 的 加齢による聴力の衰えを早期に発見するとともに、必要に応じて補聴器の使用につなげ、高齢者が健康で自立した生活の維持を図ります。 事 業 内 容 区民で 60 歳から 75 歳までの 5 歳毎の節目年齢の人に対して、問診と簡易聴力検査を行っています。検査の結果、補聴器の使用が必要な人には、高齢者補聴器購入費助成制度につなげ、補聴器の使用を勧奨します。 根拠法令等 港区高齢者聴力検査実施要綱 開 始 時 期 令和 6 年 実 績 表 高齢者聴力検査受診状況 (単位：人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受診者数</th> <th>異常なし</th> <th>経過観察</th> <th>補聴器使用勧奨</th> <th>その他耳の疾患</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>525</td> <td>368</td> <td>135</td> <td>20</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>					年度	受診者数	異常なし	経過観察	補聴器使用勧奨	その他耳の疾患	6	525	368	135	20	2
年度	受診者数	異常なし	経過観察	補聴器使用勧奨	その他耳の疾患											
6	525	368	135	20	2											
補助金等有 ・ (無)				備 考												

健康診査事業（お口の健診）	所管課	—
		健康推進課

目 的

健康づくりを推進するため、継続的にお口の健康管理をサポートし、区民一人ひとりにあったお口の健康維持や増進に向けて支援します。

（１）お口の健診

事業内容

20歳以上の区民及び20歳未満の妊婦を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、問診、歯の診査、歯肉の診査、噛む機能（ガム）の検査、舌の汚れの検査、舌・口唇機能検査、嚥下機能検査（75歳以上のみ）、結果の説明、お口からの健康指導を行います。前期後期の年2回実施しています。

根拠法令等

健康増進法

健康増進法施行規則

港区お口の健康診査実施要綱

開始時期

平成20年4月

実績表

お口の健診受診状況

（単位：人）

区分 年 度	受診者数 (延べ人数)	良好な 状態	所見内訳（複数所見あり）			
			a. 歯肉炎、歯 周炎の疑い	b. むし歯の疑 い	c. 歯が抜けた ままになっている	d. 歯並び、か み合わせ等 の異常
2	20,781	8,184	8,899	3,756	688	284
3	25,606	9,870	11,244	4,553	1,395	418
4	26,941	10,668	11,439	4,757	1,566	394
5	26,949	9,423	13,531	4,761	1,634	318
6	27,953	9,741	13,962	4,699	1,566	344

お口の健診受診状況の詳細

(6年度)(単位:人)

年齢 区分	区 分	受診者数 (延べ人数)	良好な 状態	所見内訳(複数所見あり)			
				a. 歯肉炎、 歯周炎の 疑い	b. むし歯 の疑い	c. 歯が抜け たまになっ ている	d. 歯並び、 かみ合わせ 等の異常
総計	男	10,293	2,981	5,685	1,976	648	120
	女	17,660	6,760	8,277	2,723	918	224
	計	27,953	9,741	13,962	4,699	1,566	344
20～29 歳	男	403	118	241	105	6	2
	女	557	220	247	140	2	14
	計	960	338	488	245	8	16
30～39 歳	男	1,033	301	591	279	14	19
	女	2,053	773	973	499	21	40
	計	3,086	1,074	1,564	778	35	59
40～49 歳	男	1,685	529	910	361	49	18
	女	3,050	1,288	1,342	550	80	56
	計	4,735	1,817	2,252	911	129	74
50～59 歳	男	1,977	634	1,062	350	128	33
	女	3,543	1,518	1,536	501	145	44
	計	5,520	2,152	2,598	851	273	77
60～69 歳	男	1,963	570	1,068	321	171	27
	女	2,938	1,219	1,298	349	176	35
	計	4,901	1,789	2,366	670	347	62
70～79 歳	男	1,993	532	1,097	340	175	16
	女	3,134	1,119	1,510	386	249	20
	計	5,127	1,651	2,607	726	424	36
80～89 歳	男	1,071	266	614	184	94	4
	女	2,044	568	1,151	234	196	14
	計	3,115	834	1,765	418	290	18
90 歳～	男	168	31	102	36	11	1
	女	341	55	220	64	49	1
	計	509	86	322	100	60	2

(2) 8020 達成者表彰事業

事業内容

80 歳以上で 20 本以上の歯を保有している区民の募集を行い、口腔診査を経て、該当する人を表彰します。

根拠法令等

健康増進法

港区口と歯の健康に関する普及啓発事業実施要綱

開始時期

平成 15 年 6 月

実績表

年度 区分	2	3	4	5	6
表彰者数(人)	117	157	151	180	195

(3) 口腔がん検診

事業内容

40 歳以上の区民を対象に、港区芝歯科医師会・港区麻布赤坂歯科医師会に委託して、年 1 回、問診、視診、触診、自己検査法、生活習慣改善指導を行います。

根拠法令等

健康増進法

港区お口の健康診査実施要綱

開始時期

平成 29 年 6 月

実績表

(単位：人)

年度 区分	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告 件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	口腔がん	その他
2	9,781	9,388	309	84	62	36	—	26
3	12,891	12,388	406	97	73	40	1	32
4	13,708	13,205	391	112	90	48	—	42
5	13,936	13,502	343	91	73	41	1	31
6	14,763	14,354	323	86	58	41	1	16

補助金等 ⑨ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 都基準による	区負担割合 事業費-都補助額	補助金名等	後期高齢者医療制度歯科健康診 査事業費補助金（※）
---------------	------------	-----------------	-------------------	-------	------------------------------

※対象事業（1）お口の健診 受診者のうち都広域連合の定めた交付基準の対象者に対する健診

健康診査事業（がん検診）				所管課	— 健康推進課		
目 的							
各種がんの早期発見に努め、区民の健康保持及び増進を図ることを目的とします。							
（１）大腸がん検診							
事業内容							
40 歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。							
根拠法令等							
健康増進法							
港区がん検診実施要綱							
開始時期							
平成 2 年							
実 績 表							
大腸がん検診受診状況（単位：人）							
区 分 年 度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	大腸がん	その他
2	25,944	24,199	1,745	1,203	128	25	1,050
3	28,513	26,888	1,625	1,092	112	38	942
4	27,206	25,727	1,479	1,005	125	30	850
5	27,365	25,851	1,514	1,107	160	30	917
6	26,946	25,406	1,540	※			
※令和 6 年度の精密検査件数は、令和 8 年度の港区の保健衛生に記載							

(2) 胃がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。(40歳以上の人は胃部エックス線検査、50歳以上の偶数年齢の人は胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査を選択可能)

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和50年 東京都から移管

実績表

胃部エックス線検査受診状況

(単位:人)

区分 年度	一般検査				精密検査(疑いを含む)			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	胃がん	その他
2	12,026	7,725	3,569	732	600	22	2	576
3	12,650	8,100	3,759	791	632	39	4	589
4	11,521	7,412	3,406	703	516	38	6	472
5	11,194	7,133	3,485	576	443	39	0	404
6	10,154	6,555	3,066	533	※			

※令和6年度の精密検査件数は、令和8年度の港区の保健衛生に記載

胃内視鏡検査受診状況

(単位:人)

区分 年度	一般検査						精密検査(疑いを含む)			
	受診者	総合判定				要精密者	報告件数	検査結果		
		胃がんの 疑いなし	胃がん の疑い	胃がん あり	胃がん以外 の悪性病変			異常なし	胃がん	その他
2	※1 3,497	3,421	35	5	31	460	168	61	10	97
3	※2 4,658	4,565	54	8	29	492	126	70	6	50
4	※3 4,431	4,366	40	3	18	407	41	8	8	25
5	※4 4,678	4,602	44	10	19	409	39	8	9	22
6	※5 4,780	4,720	24	9	22	※6				

※1 5人は検査中断、判定不能。

※2 2人は検査中断、判定不能。

※3 4人は検査中断、判定不能。

※4 3人は検査中断、判定不能。

※5 5人は検査中断、判定不能。

※6 令和6年度の精密検査件数は、令和8年度の港区の保健衛生に記載

(3) 肺がん検診

事業内容

40歳以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和62年

実績表

肺がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	肺がん	その他
2	25,273	19,355	5,079	839	530	130	7	393
3	28,076	21,050	6,117	909	605	183	8	414
4	27,091	20,776	5,444	871	627	167	8	452
5	27,278	19,641	6,620	1,017	665	186	7	472
6	27,100	19,094	6,815	1,191	※			

※令和6年度の精密検査件数は、令和8年度の港区の保健衛生に記載

(4) 喉頭がん検診

事業内容

50歳以上で喫煙指数^(※)600以上の区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。（※喫煙指数＝1日の喫煙本数×喫煙年数）（令和5年度から）

根拠法令等

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成18年

実績表

喉頭がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査				精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果			報告件数	検査結果		
		異常なし	経過観察	要精密者		異常なし	喉頭がん	その他
2	2,199	1,883	287	29	16	5	0	11
3	2,554	2,153	352	49	27	7	0	20
4	2,799	2,464	304	31	23	3	0	20
5	1,240	1,010	205	25	13	4	2	7
6	1,042	805	223	14	※			

※令和6年度の精密検査件数は、令和8年度の港区の保健衛生に記載

(5) 前立腺がん検診

事業内容

55 歳から 75 歳の奇数年齢に該当する男性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。

根拠法令等

港区がん検診実施要綱

開始時期

平成 18 年

実績表

前立腺がん検診受診状況 (単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	異常なし	要精密者	報告件数	検査結果		
					異常なし	前立腺がん	その他
2	2,450	2,246	204	127	16	4	107
3	2,730	2,476	254	159	22	4	133
4	2,776	2,524	252	182	24	11	147
5	2,614	2,402	212	134	18	8	108
6	2,712	2,503	209	※			

※令和 6 年度の精密検査件数は、令和 8 年度の港区の保健衛生に記載

(6) 子宮頸がん検診

事業内容

20 歳以上の前年度港区子宮頸がん検診未受診者の女性区民を対象に、港区医師会に委託して検診を実施しています。また 30、33、36、39 歳で希望する人には、細胞診に加え、HPV（ヒトパピローマウイルス）検査を実施しています。

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和 50 年 東京都から移管

実績表

子宮頸がん検診受診状況

(単位：人)

区分 年度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	子宮頸がん	その他
2	16,569	16,239	330	244	51	5	188
3	18,839	18,496	343	207	33	3	171
4	18,298	18,014	284	184	31	8	145
5	19,546	19,211	335	264	43	2	219
6	11,450	11,259	191	※			

※令和5年度までは20歳以上の女性区民を対象に実施していました。令和6年度から原則前年度末受診の女性区民を対象に実施しています。

※令和6年度の精密検査件数は、令和8年度の港区の保健衛生に記載

HPV 検査実施状況 (単位：人)

区分 年度	受診者	検査結果	
		陰性	陽性
2	1,296	1,003	293
3	1,294	1,051	243
4	1,160	902	258
5	1,223	946	277
6	1,402	1,170	232

(7) 乳がん検診

事業内容

40 歳以上の前年度港区乳がん検診未受診の女性区民を対象に、港区医師会及び（医）こころとからだの元氣プラザに委託して検診を実施しています。また、受診者には、乳がんの自己検診の方法、乳がんに対する正しい知識の普及を図っています。（ブレスト・アウェアネス）

根拠法令等

健康増進法

港区がん検診実施要綱

開始時期

昭和63年

実績表

乳がん検診受診状況

（単位：人）

区分 年度	一般検査			精密検査（疑いを含む）			
	受診者	検査結果		報告件数	検査結果		
		異常なし	要精密者		異常なし	乳がん	その他
2	2,668	2,574	94	78	16	0	62
	8,317	7,472	845	744	161	28	555
3	2,770	2,688	82	53	13	0	40
	9,406	8,462	944	796	228	39	529
4	2,412	2,323	89	55	7	0	48
	9,059	8,308	751	684	149	26	509
5	9,645	8,790	855	777	210	31	536
6	9,057	8,251	806	※1			

※令和4年度までは30歳以上の視触診検査を実施していました。令和4年度まで上段は視触診受診者数、下段はマンモグラフィ検査受診者数です。

※1 令和6年度の精密検査件数は、令和8年度の港区の保健衛生に記載

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担(補助)金 (※1)
	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補助事業補助金 (※2)

※1 対象事業「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」

※2 対象事業「がん検診精度管理向上事業」

各種のがん検診…区負担割合 10 / 10

健康診査事業（まとめ）		所管課	— 健康推進課	
令和６年度健康診査・各種がん検診のまとめ（特定健康診査、基本健康診査を除く。）				
事業名	対象人口 （A）※１	対象者数 （B）※２	受診者数 （C）	受診率（％） （D）（C/B）
区民健康診査（30（さんまる）健診） （30歳以上39歳以下）	41,964	8,129	1,425	17.5
骨粗しょう症検診 （40・45・50・55・60・65・70歳の女性）	13,487	13,487	2,887	21.4
お口の健診 （20歳以上）	222,306	222,306	19,625	8.8
大腸がん検診 （40歳以上）	150,400	83,622	26,946	32.2
胃がん検診（エックス線検査） （40歳以上）	150,400	78,058	10,154	13.0
胃がん検診（内視鏡検査） （50歳以上の偶数年齢）	53,263	27,643	4,780	※３ 34.2
肺がん検診 （40歳以上）	150,400	83,171	27,100	32.6
喉頭がん検診 （50歳以上）※４	103,306		1,042	
前立腺がん検診 （55歳から75歳の奇数年齢の男性） ＊	14,269	14,269	2,712	19.0
子宮頸がん検診 （20歳以上の女性で前年度未受診）	119,289	68,949	11,450	※３ 40.9
乳がん検診 （40歳以上の女性で前年度未受診）	81,727	49,935	9,057	※３ 37.5
口腔がん検診 （40歳以上）	150,400	150,400	14,763	9.8
※１ 対象人口（A）は、令和６年４月１日現在の住民基本台帳上の人口です。				
※２ 「＊」印の事業を除いた対象者数（B）については、区民健康診査（30（さんまる）健診）、骨粗しょう症検診は、受診券送付数です（随時発行含む）。大腸、胃、肺、子宮頸、乳がん検診については、東京都が定める区部の対象人口率（職場や人間ドック等で受診機会がある人と入院や療養中等で検診を受診できない人を除いた住民の割合：大腸がん検診 55.6％、胃がん検診 51.9％、肺がん検診 55.3％、子宮頸がん検診 57.8％、乳がん検診 61.1％）を対象人口（A）に乗じた数です。				
※３ 胃がん検診（内視鏡検査）・子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率算出式＝（前年度受診者数＋当該年度受診者数－２年連続受診者数）÷当該年度対象者数×100				
※４ 喫煙指数の把握ができないため、対象者数（B）と受診率（D）は把握できません。				
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 —	区負担割合 —	補助金名等 補助金については、各事業該当ページに記載

肝 炎 ウ イ ル ス 検 診

所管課

健康推進課

目 的

肝炎を早期に発見し、肝炎が引き起こす健康障害を回避し、症状の軽減・進行の遅延をさせること及び肝炎に関する正しい知識の普及を目的としています。肝炎ウイルス検診陽性者に対し、必要に応じ保健指導の実施・肝臓専門医療機関への受療勧奨を行っています。

事業内容

(1) 対象者

区民でこれまで肝炎ウイルス検診を受けたことのない人

(2) 内 容

ア 問 診

肝炎に関する基本的な問診を行うほか、受診者本人の同意を得て検診を実施します。

イ C型肝炎ウイルス検査

① H C V抗体検査

② H C V核酸増幅検査

ウ B型肝炎ウイルス検査（H B s 抗原検査）

根拠法令等

肝炎対策基本法

健康増進法

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

肝炎ウイルス検診等実施要領

東京都肝炎対策指針

港区肝炎ウイルス検診実施要綱

開始時期

平成 14 年

実 績 表

(単位：人)

年度	区分	C型肝炎ウイルス検査			B型肝炎ウイルス検査		
		受診者数	うち A※	うち B※	受診者数	陰性者数	陽性者数
2		3,384	3,377	7	3,383	3,358	25
3		3,903	3,894	9	3,902	3,879	23
4		3,716	3,709	7	3,712	3,694	18
5		3,971	3,964	7	3,971	3,946	25
6		4,410	4,405	5	4,406	4,375	31

※上記「A」は、現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い人、

「B」は、感染している可能性が高い人を表しています。

受療勧奨事業の実績

(単位：人)

検診 受診年度	B・C型肝炎 陽性者	郵送による 受療勧奨	電話による 受療勧奨	その他
2	32	16	14	2
3	32	18	14	0
4	25	16	6	3
5	32	28	1	3
6	36	28	6	2

【資料】令和6年度肝炎ウイルス検査陽性者 36 人の内訳

① B型、C型肝炎陽性者 (単位：人)

ウイルス型	人数 (%)	内訳 (再掲)	
		男性	女性
B 型	31 (86%)	17	14
C 型	5 (14%)	3	2
B 型・C 型	- (-)	-	-
合計	36 (100%)	20	16

② 年代別肝炎陽性反応者数・割合

年代	B 型		C 型	
区分	人数	%	人数	%
~30 代	-	-	-	-
40 代	13	41.9	2	40.0
50 代	5	16.1	-	-
60 代	8	25.8	2	40.0
70 代	3	9.7	1	20.0
80 代	1	3.2	-	-
90 代~	1	3.2	-	-
合計	31	100	5	100

※ B 型・C 型ともに陽性の人は、B 型・C 型それぞれに計上しています。

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都負担(補助)金
---------------	------------	----------------	----------------	-------	---------------------

健康手帳の交付	所管課	各総合支所区民課															
		健康推進課															
目 的 健康の保持増進に必要な事項を記録し、自らの健康管理への関心を高めます。 事業内容 20歳以上の区民の希望者に交付します。また、各総合支所、高齢者支援課、国保年金課、いきいきプラザの窓口等で交付します。 根拠法令等 健康増進法 開始時期 平成20年度 実績表 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <caption>健康手帳発行送付</caption> <tr> <th>年度 区分</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> </tr> <tr> <td>発行送付数 (冊)</td> <td>220※</td> <td>1,755</td> <td>1,254</td> <td>335</td> <td>495</td> </tr> </table> ※新型コロナウイルス感染症拡大防止による「成人の日記念のつどい」中止に伴い、健康手帳の交付も中止しました。						年度 区分	2	3	4	5	6	発行送付数 (冊)	220※	1,755	1,254	335	495
年度 区分	2	3	4	5	6												
発行送付数 (冊)	220※	1,755	1,254	335	495												
補助金等 有 ・ ⑨				備 考													

健 康 相 談				所管課		—			
						健康推進課			
目 的									
健康に関する様々な相談や禁煙に関する相談に応じ、区民の健全な心身の育成を図ります。									
事 業 内 容									
相談のできる環境の整備を図り、心身の健康及び禁煙に関する個別の相談に応じています。									
根拠法令等									
健康増進法									
開 始 時 期									
昭和59年（※老人保健法に基づく開始時期）									
実 績 表									
健康相談事業実施状況									
区分		総 数		健康相談		老人精神保健相談※1		禁煙相談	
年度		回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員	回 数	延人員
2		10	18	4※2	12	5	5	1※2	1
3		22	68	11	56	7	7	4	5
4		19	45	11	37	3	3	5	5
5		30	83	12	60	11	13	7	10
6		25	52	12	37	2	2	11	13
※1 老人精神保健相談は、精神保健福祉相談と同時に実施しています。									
※2 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3回中止しました。									
補助金等 ⑦ ・ 無		国負担割合 —		都負担割合 2／3		区負担割合 1／3		補助金名等	
								「健康増進法」に基づく都負担（補助）金（※）	
※対象事業 健康相談（管理栄養士）禁煙相談									

働き盛り世代の健康づくり強化支援事業		所管課	— 健康推進課		
目 的 港地域産業保健センターと連携した取組を進め、区内で働く人たちの健康づくりの支援を図ります。					
事 業 内 容 (1) 講演会 区内小規模事業場の従業員をはじめとした区内で働く人たちに向けた健康に関する講演会を実施します。 (2) 相談会 区内中小企業の経営者や人事部門等の管理者、従業員等を対象とした医師による相談会を実施します。					
根拠法令等 港区働き盛り世代の健康づくり強化支援事業実施要綱					
開 始 時 期 令和6年4月					
実 績 表 (1) 講演会					
年度		実施回数		参加人数	
6		2		115	
(2) 相談会					
年度		実施回数		参加人数	
6		4		7	

健 康 教 育	所管課	—
		健康推進課
目 的 生活習慣病の予防・健康の保持増進に関する正しい知識の普及と実践の促進を図り、健康づくりへの意識づけを行います。また、乳幼児や保護者を対象に食事や栄養を通した食育を推進します。		
事 業 内 容 ※本事業は、令和５年度に「健康づくり推進事業」と統合しました。		
(１) 生活習慣病予防教室 メタボリックシンドロームの予防・改善のため、体組成測定や食事診断等の実施及び個別目標設定、食事と運動に関する講習と実技指導を行います。 「働くあなたのスマートライフー働き盛り世代の健康ハンドブッケー」等を使用し、働く人たちのライフスタイルを踏まえた出張健康講座を実施します。		
(２) 健康講座 健康増進法の集団健康教育の種類として示されている内容（歯周疾患・ロコモティブシンドローム（運動器症候群）・慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）・病態別・薬・一般）や、健康診査の結果等を勘案して健康講座を実施します。また、生活習慣病予防のための食事等の講習会を実施します。		
(３) 女性の健康づくり講演会 女性特有の疾病や健康の保持増進に関する知識の普及のための講演会を実施します。		
(４) はじめての離乳食教室 区内在住の５か月頃の乳幼児をもつ保護者を対象に、離乳食の講話を行います。		
(５) 乳幼児食事相談会 乳幼児の保護者を対象に、管理栄養士・歯科衛生士が個別相談を実施します。		
(６) 健康づくりサポーター 健康づくりに取り組んでいる個人や企業・飲食店等の団体を健康づくりサポーターとして登録し、それぞれの活動を通じて、地域の区民が身近な場所で自主的に健康づくりを継続できるように支援します。		
(７) ウォーキングマップ 健康づくりを推進するため、区の観光名所を楽しみながらウォーキングができるマップを周知します。		
(８) 食育の推進 全世代を対象とした「食と健康ハンドブック」を作成し、普及啓発をします。		

根拠法令等

健康増進法
母子保健法
厚生労働省健康局長通知「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善について」
港区健康づくりサポーター事業実施要綱

開始時期

- (1) 平成 20 年
- (2) 昭和 59 年（※老人保健法に基づく開始時期）
- (3) 平成 25 年
- (4) 昭和 50 年（※東京都から移管（栄養指導講習会））
- (5) 平成 23 年
- (6) 平成 19 年
- (7) 平成 19 年
- (8) 令和 6 年

関係発行物

「食生活応援レシピ～おすすめ料理 20 選～」
「離乳食をはじめましょう～離乳食づくり方テキスト～」
「港区たのしい子どものレシピBOOK」
「働くあなたのスマートライフー働き盛り世代の健康ハンドブッケー」
「健康づくりサポーターリーフレット」
「MINATO 健やかウォーキング&サイクリングMAP」
※令和 7 年度より東京都ホームページ TOKYO WALKING MAP からダウンロード
「食と健康ハンドブック」

実績表

区分 年度	(1) 生活習慣病予防教室				(2) 健康講座		(3) 女性の健康づくり講演会	
	講座		食事診断					
	開催数	人数	開催数	人数	開催数	人数	開催数	人数
2	3	74			9	127	1	11
3	4	81	60	1033	9	136	1	16
4	8	219	65	970	10	183	1	9
5	8	139	45	813	10	278	1	168
6	6	122	45	1,002	10	298	1	119

区分 年度	(4) はじめての離乳食教室		(5) 乳幼児食事相談会	
	開催数	人数	開催数	人数
2※	20	225	10	68
3	24	298	12	78
4	24	275	12	73
5	24	304	12	55
6	24	366	12	63

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「はじめての離乳食教室」は 4 回、「乳幼児食事相談会」は 2 回中止しました。

年度	区分	(6) 健康づくりサポーター		
		登録団体数	活動回数	延参加者数
2		55	20	227
3		53	14	306
4		56	23	950
5		51	21	917
6		55	22	2,048

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括 補助事業補助金（※1）
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 2 / 3	区負担割合 1 / 3	補助金名等	「健康増進法」に基づく都 負担（補助）金（※2）
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	子供家庭支援区市町村包括 補助事業補助金（※3）
※1 対象事業 (1) 生活習慣病予防教室 (3) 女性の健康づくり講演会 (7) ウォーキングマップ					
※2 対象事業 (2) 健康講座					
※3 対象事業 (4) はじめての離乳食教室					

禁 煙 支 援 事 業	所管課	—				
		健康推進課				

目 的
喫煙は発がん率を高め、虚血性心疾患や脳卒中、COPD（慢性閉塞性肺疾患）などの発症要因となります。また、タバコの煙（副流煙）には有害物質が多く含まれ、タバコを吸わない周囲の人の健康も害します。
区は、禁煙外来治療費の助成や港区薬剤師会と連携した禁煙相談を行うなど、禁煙を支援することにより区民の健康づくりを推進します。

事 業 内 容
（１）禁煙外来治療費助成
ア 助成対象者
20歳以上の区民
イ 助成金額
自己負担額（100円未満切捨て）と10,000円のいずれか低い額
（２）禁煙支援の推進
ア 港区禁煙支援薬局での禁煙相談
イ 保健所での相談員による禁煙相談
ウ 禁煙支援のポスター・リーフレットの配布

根拠法令等
健康増進法
港区禁煙外来治療費助成金交付要綱
港区禁煙支援薬局事業運営要綱

開 始 時 期
（１）子育て・働き盛り世代の禁煙外来治療費助成 平成30年 6 月
（２）港区禁煙支援薬局 平成21年 2 月

関係発行物
禁煙支援等のリーフレット
禁煙支援マニュアル（禁煙支援薬局用）

実 績 表
（１）禁煙外来治療費助成の登録・交付実績（単位：件）

区分 年度	登録件数			交付件数		
	男	女	計	男	女	計
2	14	5	19	7	2	9
3	16	3	19	6	2	8
4	18	9	27	1	0	1
5	29	11	40	10	2	12
6	25	22	47	9	4	13

※令和3年度までは、20歳以上の区民で、18歳未満の子ども又は妊婦と同居している人及び妊婦本人が対象

(2) 禁煙支援薬局数 (単位：件)

年度	禁煙支援薬局数
2	78
3	81
4	79
5	72
6	72

補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 －	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 －	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補助事業補助金

受動喫煙防止対策推進事業				所管課	— 健康推進課
目 的 望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例（以下「都条例」という。）に基づき、区内の様々な施設における受動喫煙防止の環境づくりを支援するとともに、受動喫煙による健康影響等に関する知識の普及啓発を推進します。 事業内容 健康増進法及び都条例に基づき、受動喫煙防止に関する普及啓発、各施設への助言・指導等を実施します。また、区民や事業者等からの相談や問合せに対応する窓口を保健所内に設置し、各施設において受動喫煙防止対策を適切に実施できるよう支援しています。 （１）受動喫煙防止対策相談窓口の設置 受動喫煙防止対策相談窓口を設置し、健康増進法及び都条例に基づく規制の内容や、各施設での受動喫煙の防止に関する相談に応じています。 （２）受動喫煙防止対策巡回業務 健康増進法及び都条例が定める標識が掲示されているか確認するため、巡回員が区内飲食店を巡回確認しています。掲示が確認できない場合にはチラシ配布等により制度説明します。 （３）制度の周知・啓発 区内飲食店や事業所に受動喫煙防止に関するリーフレットを配布するなどし、制度の周知・啓発に努めています。 （４）立入検査、助言・指導 健康増進法又は都条例に違反していることが巡回業務により確認された場合や、区民等から情報提供があった場合など、必要に応じて職員が飲食店や事業所を立入検査し、助言・指導を行います。 根拠法令等 健康増進法 東京都受動喫煙防止条例 港区受動喫煙防止対策不利益処分等取扱要綱 開始時期 （１）受動喫煙防止対策相談窓口 令和元年 6 月 （２）受動喫煙防止対策巡回業務 令和 2 年10月					
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 1 / 2	都負担割合 —	区負担割合 1 / 2	補助金名等	感染症予防事業費等国庫負担（補助）金
補助金等 ⑦ ・ 無	国負担割合 —	都負担割合 1 / 2	区負担割合 1 / 2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括補助事業補助金

歯 科 保 健 事 業 推 進 協 議 会			所管課		— 健康推進課																																											
目 的 区における歯科保健に関する施策を総合的かつ効果的運営に資するため、協議会を設置します。																																																
事 業 内 容 歯科口腔保健の推進に関する法律に基づく事業の推進に関する事項について協議します。																																																
根拠法令等 歯科口腔保健の推進に関する法律 港区歯科保健事業推進協議会設置要綱																																																
開 始 時 期 平成6年6月																																																
実 績 表 (単位：回)																																																
<table><tr><td colspan="2">区分 年度</td><td colspan="5">協議会 開催回数</td></tr><tr><td colspan="2">2</td><td colspan="5">2</td></tr><tr><td colspan="2">3</td><td colspan="5">2</td></tr><tr><td colspan="2">4</td><td colspan="5">2</td></tr><tr><td colspan="2">5</td><td colspan="5">2</td></tr><tr><td colspan="2">6</td><td colspan="5">2</td></tr></table>							区分 年度		協議会 開催回数					2		2					3		2					4		2					5		2					6		2				
区分 年度		協議会 開催回数																																														
2		2																																														
3		2																																														
4		2																																														
5		2																																														
6		2																																														
補助金等 (有) ・ 無		国負担割合 —		都負担割合 1 / 2		区負担割合 1 / 2																																										
				補助金名等		保健医療政策区市町村包括 補助事業補助金																																										

障害者口腔保健推進事業	所管課	—
		健康推進課

目 的

障害や全身疾患等により、一般歯科診療所での受診が困難な人に対し、身近な場所で定期健診、保健指導、予防処置及びその他の歯科診療が受けられる体制を整備します。

根拠法令等

歯科口腔保健の推進に関する法律

港区口腔保健センター事業実施要綱

(1) 障害児者等歯科診療

事業内容

障害児者を対象にした歯科診療を、港区芝歯科医師会及び港区麻布赤坂歯科医師会に委託し、港区口腔保健センター（障害者歯科診療所）で行います。

開始時期

平成26年10月

実績表

(患者内訳) 障害別来院延人数

(単位：人)

年度	区分	受診者数	障害区分内訳				
			知的障害	知的障害＋ 身体障害	身体障害	精神障害	その他
2		61	35	26	－	－	－
3		58	36	19	3	－	－
4		64	40	21	3	－	－
5		64	42	20	2	－	－
6		80	52	22	6	－	－

(2) 障害児者・要介護者対応可能歯科医療機関の周知・選定

事業内容

港区に居住する障害児者、在宅要介護者で、受診可能な歯科医院を自身で探すことの困難な者が、身近な地域で適切な歯科医療を受け、かつ必要に応じて専門的な歯科医療を円滑に受けられるよう歯科医療機関案内リーフレットを作成・配布しています。

開始時期

平成12年6月

関係発行物

港区にお住まいの方へー障害児者・要介護者かかりつけ歯科医のご案内ー

実績表

(単位：件)

区分 \ 年度	2	3	4	5	6
用紙配布数(診療所数)	335	328	313	298	279
実績のあった診療所数	55	76	58	54	87
訪問診療による在宅介護者の診療	4,246	2,724	5,325	9,841	15,900
訪問診療による知的障害児者の診療	202	163	364	208	318
訪問診療による身体障害児者の診療	128	97	199	150	163
診療所による知的障害児者の診療	95	117	246	167	159
診療所による身体障害児者の診療	83	99	123	67	131
専門医療機関への紹介	19	91	202	216	305
合計	4,773	3,291	6,459	10,649	16,976

補助金等 ①・無	国負担割合 －	都負担割合 1／2	区負担割合 1／2	補助金名等	保健医療政策区市町村包括 補助事業補助金(※)
-------------	------------	--------------	--------------	-------	----------------------------

※対象事業 (2) 障害児者・要介護者対応可能歯科医療機関の周知・選定

健康増進センター事業（ヘルシーナ）	所管課	— 健康推進課
目 的 18歳以上の人を対象として、運動・栄養・生活のメニューに基づき運動実践を行い生活習慣病の予防・改善を図るとともに、区民の健康づくり活動を支援します。また、区民の健康に対する意識と関心を高めるため普及・啓発を行います。なお、健康増進センター（ヘルシーナ）は、令和6年度から、野村不動産ライフ＆スポーツ株式会社を、指定管理者（指定管理期間：令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）として運営しています。 事業内容 （１）健康増進・健康づくり事業 健康度測定事業（メディカルチェック事業） 健康増進・健康づくりのために、身体測定・運動負荷検査・体力測定等による健康度測定や、医師によるカウンセリング、管理栄養士の栄養指導などを実施します。 その後、個人の体力にあったトレーニングメニューを作成し、健康運動指導士の運動指導を行います。 また、健康度測定受診者は、健康運動指導士の指導のもとで、グループで行う「健康づくりコース」、「生活習慣病予防・改善コース」に参加できます。 （２）健康づくり活動支援事業 健康づくり教室 初心者でも気軽に参加できる「やさしいヨガ」「しっかり素敵に！足腰トレーニング」「ゆったり気功」など、様々な教室を開催します。健康づくり教室の参加者を主体に結成された、健康づくり自主グループの活動を支援するとともに、情報提供やポスター・チラシを施設に掲示するなどの協力をしています。 根拠法令等 港区立健康増進センター条例 港区立健康増進センター条例施行規則 港区立健康増進センター運営要綱 港区立健康増進センター登録要綱 開始時期 平成8年		

実績表（令和6年度）

（１）グループ利用（第１トレーニングルーム使用） 325団体 2,763人

（２）付帯設備の利用

バスケットボール・バレーボール・バドミントン・卓球・音響 325件

（３）メディカルチェック事業実施状況

健康度測定（１日制）効果測定を含む

回数	人数
65回	232人

健康づくりコース

回数	人数
240回	3,003人

生活習慣病予防・改善コース

回数	人数
80回	610人

セルフトレーニングコース

回数	人数
	29,181人

（４）健康づくり活動支援事業実施状況

提案事業	回数	人数	提案事業	回数	人数
健康増進のための講演会	1回	38名	ママのためのフィットネス	1回	19名
ヘルシーナ de からだ相談会	1回	41名	美ボディエクササイズ 下半身シェイプ	1回	9名
健康セミナー	1回	9名	ランニングステーション事業	—	63名
お腹すっきり講座	1回	12名	ヘルシーナシーズンイベント 親子でかけっこ教室	1回	5名
テーマ別食育セミナー	1回	2名	しっかり素敵に！足腰トレーニング	42回	541名
かんたんストレッチ	1回	12名	ツールエクササイズ ～アイテムを使ってボディメイク～	42回	438名
栄養セミナー タンパク質の世界へようこそ	1回	6名	身体を整え心もリラックス	42回	391名
ママのための食育講座	1回	3名	コアコンディショニング	42回	534名
やさしいピラティス	42回	294名	コアコンディショニング（木）	42回	468名
ランニング教室 ～ジョギング&コアトレ～	41回	147名	からだを整えるピラティス	42回	323名
マットピラティス	42回	669名	揚名時八段錦太極拳	42回	636名
リラクゼーションヨガ	42回	226名	ゆったり気功	42回	295名
やさしいヨガ	42回	892名	ボディバランスヨガ	42回	326名
背骨ゆがみケア	42回	592名	Group Fight	15回	52名
シャドーボクササイズ	42回	209名	ビギナーズボクシング	28回	168名
身体を整え心もリラックス	42回	358名	のびのびトレーニング	41回	374名
ピラティスプラス	41回	384名	ローインパクトエアロ	42回	686名
自主事業	回数	人数	自主事業	回数	人数
ヴォーカリズム教室	42回	227名	ボディバランスヨガ 初級	42回	254名
ストリートダンス	20回	33名			
総合計					9,736名

補助金等
有 ・ ⑨

備考

難病対策地域協議会		所管課	—	
			健康推進課	
目 的				
難病患者及びその家族に対する支援体制の課題を情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、難病対策の在り方や体制の整備等について協議するため、難病対策地域協議会を設置しています。				
事業内容				
難病患者等を総合的に支援するため、下記について協議します。				
(１) 患者等に対する支援体制の課題の情報共有に関すること。				
(２) 地域における関係機関の緊密な連携に関すること。				
(３) 難病対策の在り方や体制整備等に関すること。				
(４) その他区長が必要と認める難病対策に関する事項。				
根拠法令等				
港区難病対策地域協議会設置要綱				
開始時期				
平成28年 3 月				
実 績 表				
年度 \ 区分		開催回数		
2		1		
3		1		
4		1		
5		1		
6		1		

一 般 健 康 診 断 （ 検 便 ）			所管課		— 健康推進課	
目 的						
区内在住、在勤、在学者が自ら身体の健康状態を確認し、仕事、実習、就職等、個々の活動を可能にするために行っています。						
事 業 内 容						
一般の方を対象に保健所で腸内細菌・寄生虫卵の検査を実施しています。						
根拠法令等						
地域保健法第6条						
労働安全衛生法第66条						
港区保健所使用条例						
港区保健所使用条例施行規則						
開 始 時 期						
昭和50年 東京都から移管						
実 績 表						
細菌培養検査・虫卵（ぎょう虫卵含む）検査実施状況（単位：件）						
年 度 \ 区 分		総 数	細菌培養検査	虫卵・ぎょう虫卵		
2		789	788	1		
3		749	749	0		
4		750	750	0		
5		688	688	0		
6	総 数	669	669	0		
	陽 性 数	赤 痢	—	—		
		腸チフス・パラチフス	—			
		O157	—			
		その他	—			

補助金等有・ 				備 考	
--	--	--	--	-----	--

保 健 師 活 動	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課・保健予防課

活 動 内 容

保健師は、乳幼児から高齢者まですべての年代の区民を対象に活動しています。

保健師活動は、区民がより健康で質の高い生活ができるように、あらゆる健康問題に対して人々の持っている力を引き出し、自ら問題解決できるよう継続的に行う活動です。また、個人・集団・地域に働きかけ、地域全体の健康の向上をめざします。

活動の方法としては、（１）個別の支援活動（２）健康診査等の事業を通じての保健指導（３）地域における活動（４）感染症に対する防疫対応などがあります。

（１）個別の支援活動

ア 家庭訪問

区民等の生活の場である家庭などを訪問し、心身の健康に関する諸問題を抱えた本人及び家族に対して、健康保持のための相談及び日常・療養生活指導等を行っています。

イ 所内相談

来所した区民等に対して、健康上の不安や疑問、育児や生活上の悩みなどの相談・助言を随時実施しています。また、様々な医療費助成申請時の面接も行っています。

ウ 電話相談

相談者が気軽に利用でき、悩みや不安を相談できる有効な手段であり随時実施しています。また、必要に応じて面接や訪問などへつなげています。

エ 関係機関との連携

保健・医療・福祉・教育等の関係機関と連携して区民の健康な生活を支援します。

（２）健康診査等の事業を通じての保健指導

保健師は、健康教育、健康診査、結核健康診断、エイズ・性感染症検査及び相談等の事業を実施しています。

特に、乳幼児健康診査や成人健康診査等においては、健康相談を実施するとともに、健診後のフォロー等を実施しています。

（３）地域における活動

各種講座の開催、家族会・育児グループ等の発足や活動に向けての助言・支援を実施しています。また、各総合支所では児童館・子育て施設等との連携による母子保健活動や地区独自の事業等を立ち上げ、地域の健康の向上を目指す活動を行っています。

（４）感染症に対する防疫対応

結核をはじめとする感染症等に対して、積極的疫学調査やサーベイランスを行うとともに、感染拡大防止のための指導や教育、相談支援を行います。

図 1 保健師の活動状況（６年度）

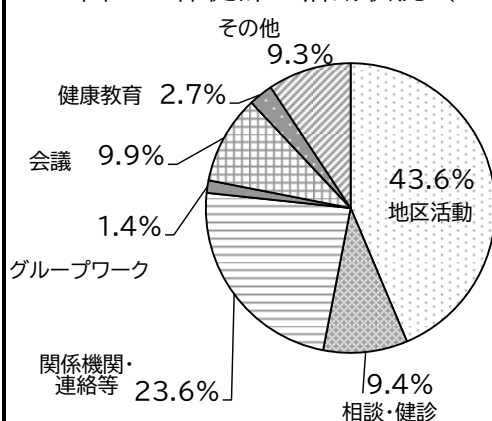
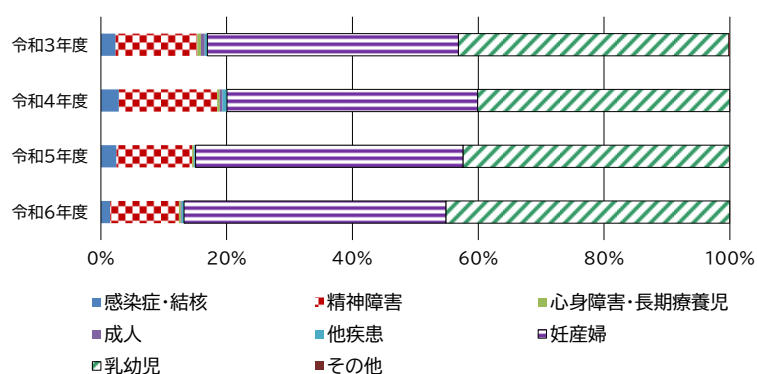


図 2 家庭訪問の推移（*委託助産師分を含みます。）



個別の支援活動

(単位：人)

項目 区分		総 数	感 染 症	結 核	精 神 障 害	心 身 障 害	長 期 療 養 児	成 人	そ の 他 の 疾 患	妊 産 婦	乳 児	幼 児	そ の 他	(再掲) 65 歳 以 上
家庭訪問	2年度	4,313	42	57	758	49	7	9	10	1,580※	1,707※	91	3	137
	3年度	4,644	40	69	603	19	8	28	19	1,855※	1,933※	63	7	58
	4年度	4,764	90	46	745	13	6	21	34	1,900※	1,861※	47	1	119
	5年度	5,721	53	88	678	6	8	2	14	2,397※	2,386※	85	4	117
	6年度	5,976	10	78	653	15	5	8	21	2,489※	2,522※	174	1	122
面接相談	2年度	5,612	530*	75	3,259	22	18	20	8	1,341	108	212	19	
	3年度	6,214	814*	269	3,276	9	81	12	15	1,218	108	405	7	
	4年度	5,445	93*	71	3,226	24	87	53	24	1,255	200	442	20	
	5年度	2,833	120*	60	1,143	7	21	22	19	950	137	337	17	
	6年度	2,476	28	65	1,221	15	11	4	32	730	74	286	10	
電話相談	2年度	84,100	74,153*	468	6,649	99	53	119	41	724	994	716	84*	
	3年度	50,669	40,078*	255	4,886	40	63	164	25	864	2,805	1,475	14	
	4年度	35,624	22,927*	413	5,935	55	141	190	50	1,617	2,313	1,889	94	
	5年度	16,665	4,825*	747	5,757	33	35	60	48	1,215	2,154	814	977	
	6年度	13,218	1,773	856	5,109	54	25	28	90	1,454	1,669	2,131	29	

※委託助産師分を含みます

*コロナコールセンター従事職員対応分を含みます

関係機関連絡

(6年度)(単位：件)

項目 区分	総 数	感 染 症	結 核	精 神 障 害	心 身 障 害	長 期 療 養 児	成 人	そ の 他 の 疾 患	妊 産 婦	乳 児	幼 児	そ の 他
保健機関	1,485	228	152	343	14	5	3	19	267	344	104	6
医療機関	3,036	350	442	1,373	18	19	3	57	522	159	72	21
福祉関係	8,381	499	65	4,994	26	27	40	185	877	501	1,067	100
その他	931	158	248	430	6	5	0	7	47	5	16	9
総数	13,833	1,235	907	7,140	64	56	46	268	1,713	1,009	1,259	136

補助金等
有 ・ 無

備 考

保健師・助産師・看護師・管理栄養士 学生実習の受け入れ	所管課	各総合支所区民課
		健康推進課・保健予防課

目 的

公衆衛生における保健所の役割と地域保健活動の理解促進を目的として、医療技術系学生の保健所実習を行います。

事 業 内 容

保健所活動の概要説明と各職種ごとの現場実習及び施設見学等により、保健所機能と地域保健活動の実際を学ぶ場を提供します。

根拠法令等

保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の一部を改正する法律
保健師・助産師・看護師学校養成所指定規則

看護師等養成所の運営に関する指導要領について（通知）

看護師等養成所の運営に関する手引きについて（通知）

栄養士法、栄養士法施行規則、管理栄養士学校指定規則

管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（通知）

開 始 時 期

昭和50年 東京都から移管

実 績 表

保健所実習学生受入れ状況 (単位：人)

区分 年度	総 数	保健師学生	助産師学生	看護学生	管理栄養士 学 生
2	28	6	2	-	20
3	26	5	3	-	18
4	31	5	6	-	20
5	38	3	16	-	19
6	33	8	5	-	20

補助金等 有 ・ ⑧				備 考	
---------------	--	--	--	-----	--

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	所管課	— 高齢者支援課・国保年金課・健康推進課															
目 的 高齢者のフレイル対策をより効果的に推進することで、健康寿命の延伸及び医療費の適正化を実現し、区民が生涯にわたり不自由なく日常生活を送れるような取り組みを実施します。 事業内容 75 歳以上 85 歳未満の高齢者を対象に、健診情報や介護保険情報等を横断的分析し抽出した課題を基に、区の決定した基準値に基づくハイリスク高齢者に個別の健康指導を実施します。（ハイリスクアプローチ） また、75 歳以前から区の課題やフレイル対策の重要性を周知啓発するため、60 歳以上の高齢者を対象に講座等事業を実施します。（ポピュレーションアプローチ） 令和 6 年度は、低栄養傾向とされる BMI 18.5 未満（やせ）の高齢者の割合が高い区の特性を踏まえ、令和 5 年度に引き続き、低栄養対策を区の課題として取り組みました。 根拠法令等 高齢者の医療の確保に関する法律 国民健康保険法 介護保険法 東京都後期高齢者医療広域連合高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業実施要綱 開始時期 令和 5 年 4 月 1 日 実績表 1. ハイリスクアプローチ 対象：75 歳以上 85 歳未満 <table border="1"> <tr> <th>区分 \ 年度</th><th>5</th><th>6</th></tr> <tr> <td>実施人数（人）</td><td>40</td><td>40</td></tr> </table> ※令和 5 年度は 75 歳以上（年齢上限なし）で実施 2. ポピュレーションアプローチ (1) 低栄養・生活習慣改善教室（生活習慣病編） 対象：60 歳～74 歳 <table border="1"> <tr> <th>区分 \ 年度</th><th>5</th><th>6</th></tr> <tr> <td>延参加人数（人）</td><td>67</td><td>244</td></tr> <tr> <td>実施回数（回）</td><td>12</td><td>48</td></tr> </table> ※令和 6 年度は 4 地区で拡大実施 ※令和 5 年度は上記とは別に、試行として食事診断による栄養相談を実施			区分 \ 年度	5	6	実施人数（人）	40	40	区分 \ 年度	5	6	延参加人数（人）	67	244	実施回数（回）	12	48
区分 \ 年度	5	6															
実施人数（人）	40	40															
区分 \ 年度	5	6															
延参加人数（人）	67	244															
実施回数（回）	12	48															

(2) 低栄養・生活習慣改善教室（低栄養改善編）

対象：75 歳以上

区分 \ 年度	5	6
延参加人数（人）	172	328
実施回数（回）	24	60

※令和 6 年度は 4 地区で拡大実施

補助金等 ① ・ 無	国負担割合 国基準による	都負担割合 －	区負担割合 －	補助金名等	特別調整交付金
---------------	-----------------	------------	------------	-------	---------